

八王子市ひとり親家庭自立支援計画

第2期計画（平成22年度～26年度）



八王子市

こども家庭部子育て支援課

平成22年10月

ひとり親家庭の自立支援のために

子どもが健やかに成長していける環境、安心して子育てできる環境を整備し、次代を担う子どもたちの育ちを支え未来を守り、希望の持てる地域社会を実現するため、八王子市では多種多様な支援施策を展開しています。そのような中、特にひとり親家庭においては、子育てと生計の維持という両面の役割をひとりで担わなければならない厳しい現状にあります。そこで、ひとり親家庭においても、安心して子育てができる環境や子どもがいきいきと育っていく環境を整えるためには、生活全般を視野に入れた総合的かつ、きめ細かな支援が大変重要となっています。

平成 19 年度に策定した「八王子市ひとり親自立支援計画」第 1 期の実績評価及びアンケート調査結果によりますと、母子自立支援員による相談を強化したことにより就業者や職業訓練等の受講者が増加してきています。今後も母子自立支援員によるひとり親家庭からの相談を入り口として、就業支援や情報提供等の支援施策を着実に推進してまいりますので、皆様方のより一層のご理解とご協力をお願いいたします。

最後になりましたが、本計画の策定にあたりまして、平成 21 年度アンケート調査にお答えいただきました皆様をはじめ、貴重なご意見、ご提言をいただきました関係者各位に心から御礼申し上げます。

平成 22 年 10 月

八王子市長

黒須隆一

目 次

計画の概要	1
1 計画策定の趣旨	
2 計画の位置付け	
3 計画の対象	
4 計画の期間	
ひとり親家庭を取り巻く現状と課題	3
1 ひとり親家庭を取り巻く現状	3
（1）過去5年間の離婚件数の推移	
（2）八王子市における児童扶養手当受給世帯数の推移	
（3）国勢調査に見るひとり親家庭の推移（八王子市）	
（4）八王子市における母子自立支援員への相談状況	
2 アンケート調査	7
（1）ひとり親世帯の構成	
（2）18歳未満の子どもの数と世帯数	
（3）ひとり親家庭になった理由	
（4）ひとり親になったときの就業形態	
（5）現在、働いていない理由	
（6）各種資格の保有状況	
（7）収入の状況	
（8）養育費の状況	
（9）住まいの状況	
（10）就学前の児童がいる保育の状況	
（11）現在、困っていること	
（12）現在、子どもについて悩んでいること	
3 データから見える課題	22
支援施策の方向性（基本目標）	23
具体的な支援施策	24
1 主なひとり親家庭支援施策の体系	24
（1）八王子市の施策	
（2）東京都の関連施策	
2 支援施策の詳細	27
（1）八王子市の施策	
（2）東京都の関連施策	
計画の推進に向けて	43

目 次

付属資料

1 . ひとり親家庭アンケート調査依頼書	1
2 . ひとり親家庭アンケート用紙	2
3 . ひとり親家庭実態把握アンケート	6
4 . 八王子市ひとり親家庭自立支援計画（第2期）策定経過	8
5 . 次世代育成支援庁内連携会議 名簿	9
6 . 八王子市こども政策推進協議会 委員名簿	10
7 . 八王子市少子化対策推進本部 名簿	11
8 . ひとり親家庭のしおり	12

計画の概要

1 計画策定の趣旨

近年のひとり親家庭をめぐる諸状況の変化を踏まえ、その支援を充実するため「きめ細かなサービスの展開」と「自立の支援」を目的に、「母子及び寡婦福祉法の一部を改正する法律」が平成14年11月公布され、平成15年4月から施行されました。

この改正は給付・貸付などの「経済的支援」から「自立支援」へと転換を図ったもので、母子自立支援員が総合的な相談窓口になっての支援体制を整備しつつ、「子育てや生活支援」「就業支援」「養育費の確保」「経済的支援」などの総合的な施策の推進が定められたものです。

母子家庭にとっては子育てをしながらの経済的な自立、父子家庭にとっては子どもの養育や家事等の生活面など、ひとり親家庭になった直後から生活の激変に直面し様々な困難を抱えることとなります。

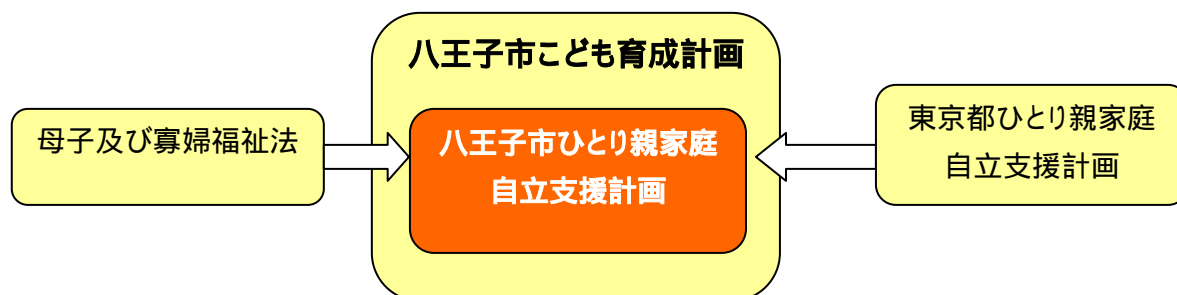
こうした現状を踏まえ、本市では、平成19年8月に「八王子市ひとり親家庭自立支援計画」を策定しました。この計画に基づき、東京都と連携して児童育成手当の支給、ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業、ひとり親家庭医療費の助成など、ひとり親家庭への支援を進めてきたところで

このたび、第1期の計画期間が終了するにあたり、第2期の計画を策定するため、ひとり親家庭に対するアンケート調査を実施し、市内におけるひとり親家庭等の現状と課題を把握するとともに、第1期計画の評価、今年4月公表された「東京都ひとり親家庭自立支援計画（第2期）」と整合性を図り、ひとり親家庭の自立支援を総合的に推進していくために策定したものです。

2 計画の位置付け

この計画は、「八王子市こども育成計画（八王子市次世代育成支援行動計画）」（平成17年度～平成26年度）に掲げる取組みの一つ、「ひとり親家庭、子育て困難家庭の自立支援」の個別計画として策定したものです。

また、母子及び寡婦福祉法第11条第2項第3号に規定する基本方針に沿った「母子家庭及び寡婦自立促進計画」として、本市の支援策をまとめたものです。



3 計画の対象

- (1) 母子家庭
20歳未満の児童を扶養している配偶者のいない女子とその児童の家庭
- (2) 父子家庭
20歳未満の児童を扶養している配偶者のいない男子とその児童の家庭
- (3) 寡婦
配偶者のいない女子で、かつて配偶者のいない女子として児童を扶養していたことがあり、その児童が20歳以上の方

4 計画の期間

この計画は、平成22年度から平成26年度までの5年間の計画です。

ひとり親家庭を取り巻く現状と課題

1 ひとり親家庭を取り巻く現状

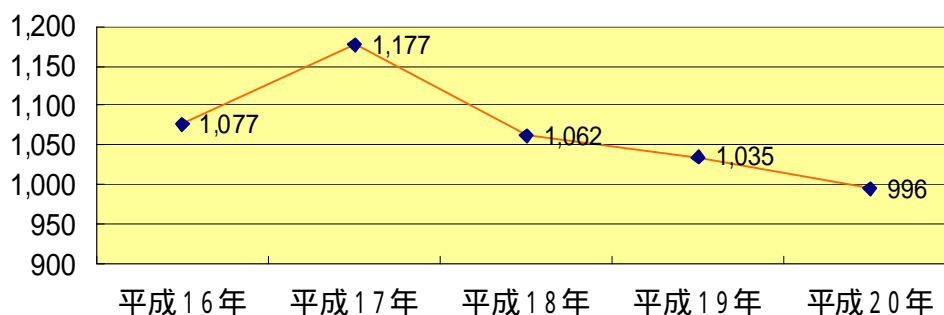
(1) 過去5年間の離婚件数の推移

東京都の離婚件数は、下表のとおり平成16年から減少傾向にあります。また、八王子市の離婚件数も東京都と同様の傾向をたどっており、平成17年の1,177件をピークに減少傾向となっています。平成20年では996件となっています。

		平成16年 (2004)	平成17年 (2005)	平成18年 (2006)	平成19年 (2007)	平成20年 (2008)
件数	東京都	27,123	26,984	26,347	26,627	26,300
	八王子市	1,077	1,177	1,062	1,035	996

人口動態統計年報（東京都）を引用。

離婚件数の動向（八王子市）



(2) 八王子市における児童扶養手当受給世帯数の推移

(各年度末現在)単位：世帯

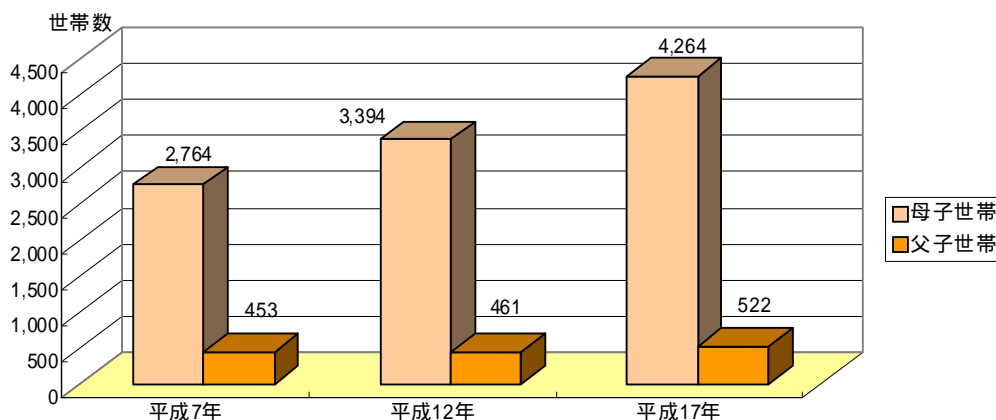
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
受給世帯数	3,887	4,030	4,029	3,897	4,019
総世帯数	228,857	232,096	235,858	239,514	242,745

(3) 国勢調査に見るひとり親家庭の推移 (八王子市)

	平成7年		平成12年		平成17年	
一般世帯合計	188,470		210,037		227,804	
ひとり親と子ども (0~18歳未満)世帯	母子世帯	父子世帯	母子世帯	父子世帯	母子世帯	父子世帯
	2,764	453	3,394	461	4,264	522
	3,217		3,855		4,786	
比率(%)	1.71		1.84		2.10	

国勢調査を引用 母子家庭は「女親と子ども(0~18歳)から成る世帯」
父子家庭は「男親と子ども(0~18歳)から成る世帯」

ひとり親家庭の推移



(4) 八王子市における母子自立支援員への相談状況

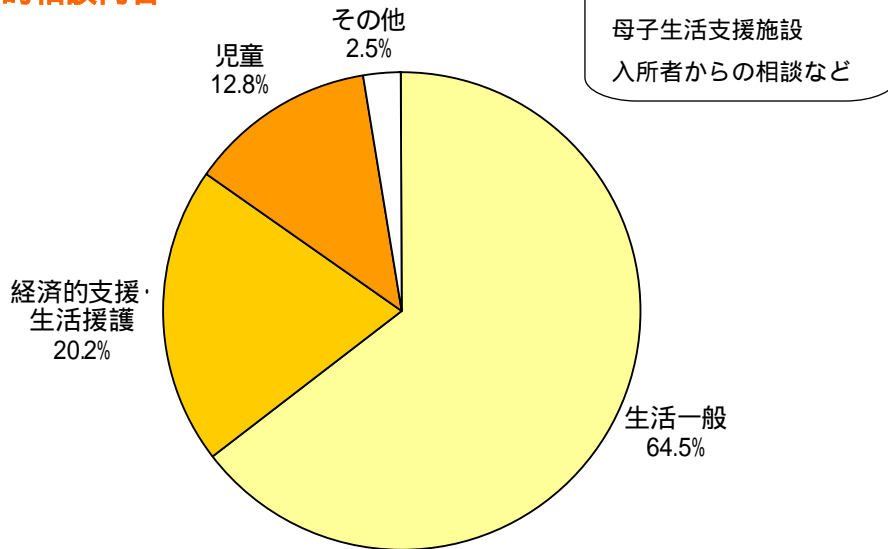
ア 相談件数

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
新規件数	1,404	1,569	2,205	2,626	2,735
総件数	1,646	1,881	3,365	3,405	3,044

イ 平成21年度の新規相談内容

総数 (%)	生活一般	経済的支援・生活援護	児童	その他
2,735 (100.0%)	1,765 (64.5)	552 (20.2)	351 (12.8)	67 (2.5)

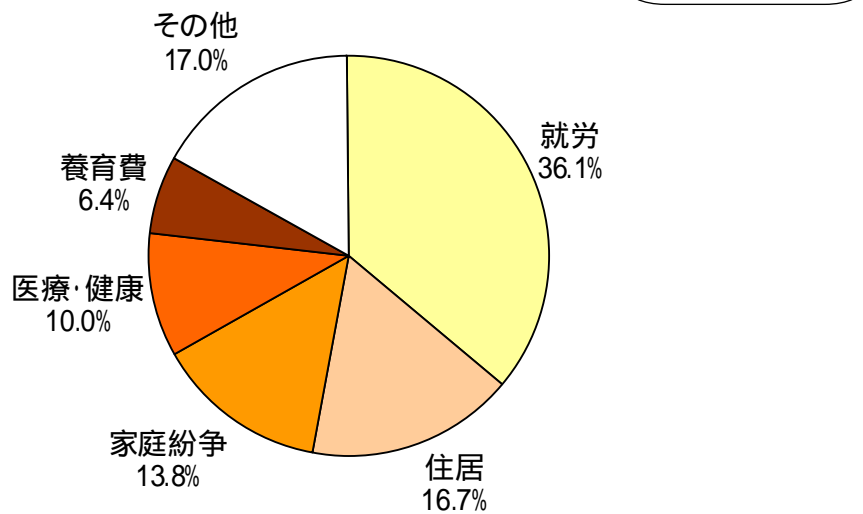
具体的相談内容



イ- 新規相談、生活一般の相談内容

総数 (%)	就労	住居	家庭紛争	医療・健康	養育費	その他
1,765 (100.0%)	637 (36.1)	294 (16.7)	244 (13.8)	177 (10.0)	113 (6.4)	300 (17.0)

生活一般相談の内訳

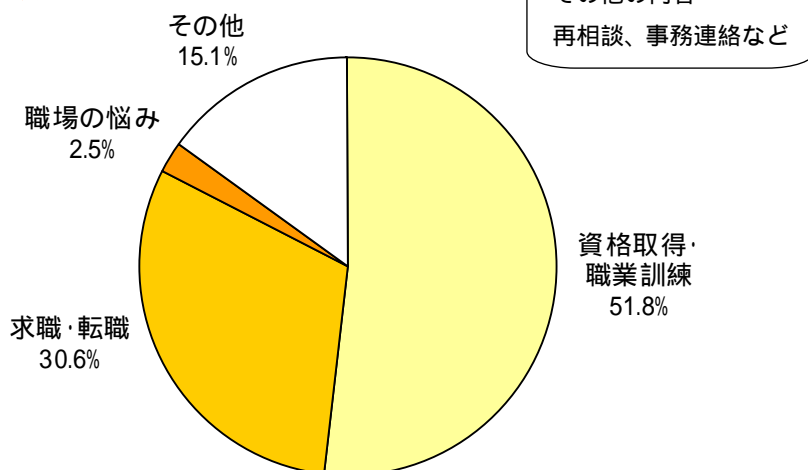


イ- -1

生活一般のうち、就労の相談内容

総数 (%)	資格取得・職業訓練	求職・転職	職場の悩み	その他
637 (100.0%)	330 (51.8)	195 (30.6)	16 (2.5)	96 (15.1)

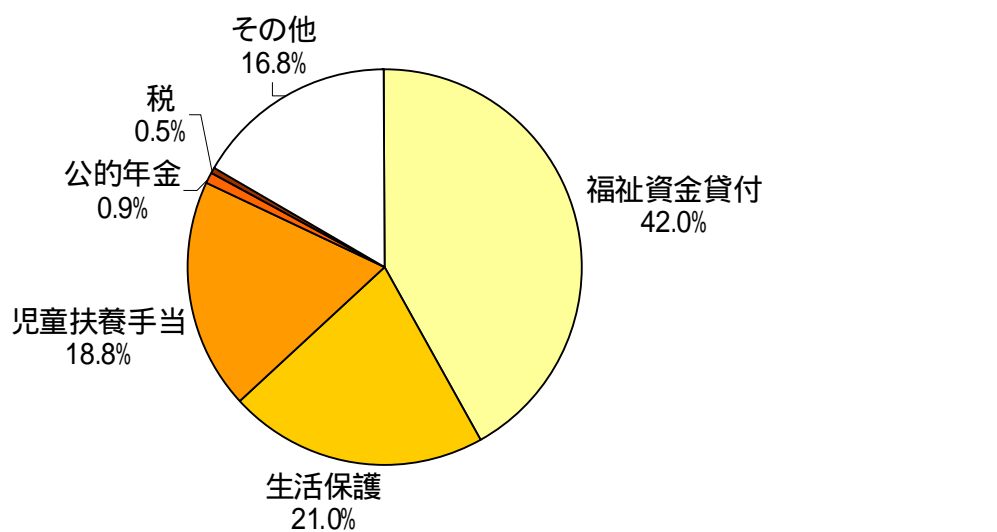
就労相談の内訳



イ- 経済的支援・生活援護の相談内容

総数 (%)	福祉資金貸付	生活保護	児童扶養手当	公的年金	税	その他
552 (100.0%)	232 (42.0)	116 (21.0)	104 (18.8)	5 (0.9)	3 (0.5)	92 (16.8)

経済的支援・生活援護
の相談内容



2 アンケート調査

「八王子市ひとり親家庭自立支援計画(第2期計画)」の策定に当たって、ひとり親家庭の実情、施策ニーズの把握のためアンケート調査を実施しました。以下は、その結果です。
また、第1期計画のアンケート結果(総回収率39.8%、母子家庭741票 39.4%、父子家庭55票 45.8%)も掲載しました。

- | | | | |
|---|---------------------|-----------------------|-----------|
| 1 | 調査対象 | 平成21年9月1日現在、児童育成手当受給者 | 計2,000人 |
| | | 内 母子家庭 | 1,810人 |
| | | 父子家庭 | 190人 |
| 2 | 無作為抽出による郵送配布、郵送回収調査 | | |
| 3 | 調査日程 | 平成21年9月1日調査票発送 | 9月25日締切 |
| 4 | 回収状況 | 814票 / 2,000票 | 回収率 40.7% |
| | (1) 母子家庭 | 756票 / 1,810票 | 回収率 41.8% |
| | (2) 父子家庭 | 58票 / 190票 | 回収率 30.5% |

(1) ひとり親世帯の構成

今回の調査では、回答した方の最多の年代が40代となっています。

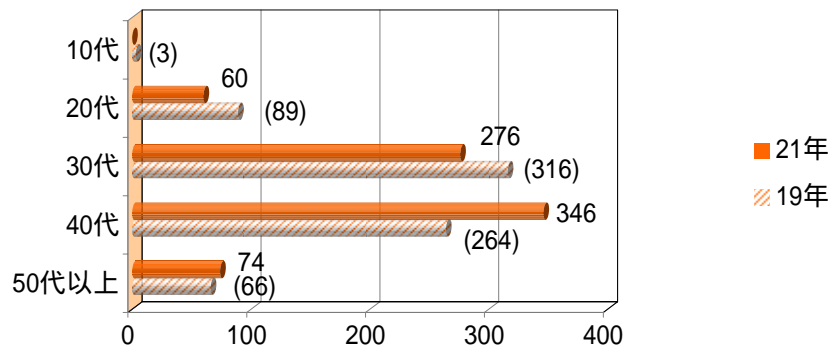
平成21年

	母子家庭	父子家庭	合計(比率%)
10代	0	0	0 (0.0)
20代	60	1	61 (7.5)
30代	276	17	293 (36.0)
40代	346	27	373 (45.8)
50代以上	74	13	87 (10.7)
年代未記入	0	0	0 (0.0)
計 (比率%)	756 (92.9)	58 (7.1)	814 (100.0)

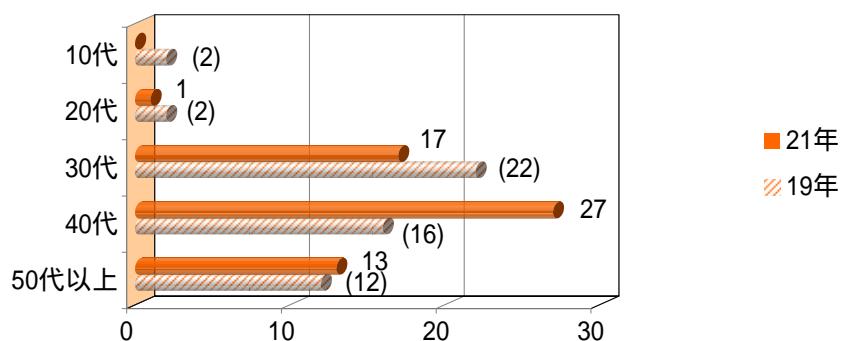
平成19年

	母子家庭	父子家庭	合計(比率%)
10代	3	2	5 (0.6)
20代	89	2	91 (11.4)
30代	316	22	338 (42.5)
40代	264	16	280 (35.2)
50代以上	66	12	78 (9.8)
年代未記入	3	1	4 (0.5)
計 (比率%)	741 (93.1)	55 (6.9)	796 (100.0)

年齢構成 (母子、アンケート回答者)



年齢構成 (父子、アンケート回答者)



(2) 18歳未満の子どもの数と世帯数

18歳未満の子どもの数は、1～2人の世帯が89.6%を占めています。前回の調査では、89.7%でした。

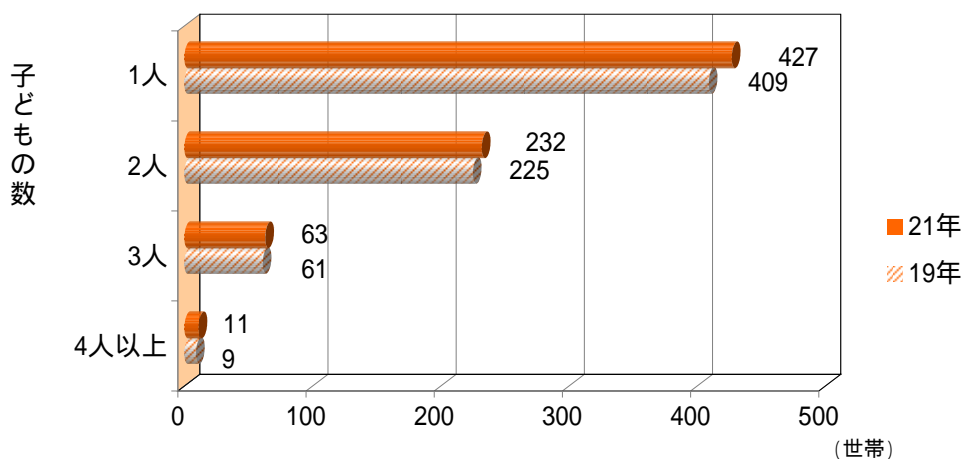
平成21年

	母子家庭	父子家庭	合計(比率%)
1人	427	22	449 (57.0)
2人	232	25	257 (32.6)
3人	63	6	69 (8.8)
4人以上	11	2	13 (1.6)
計	733	55	788 (100.0)

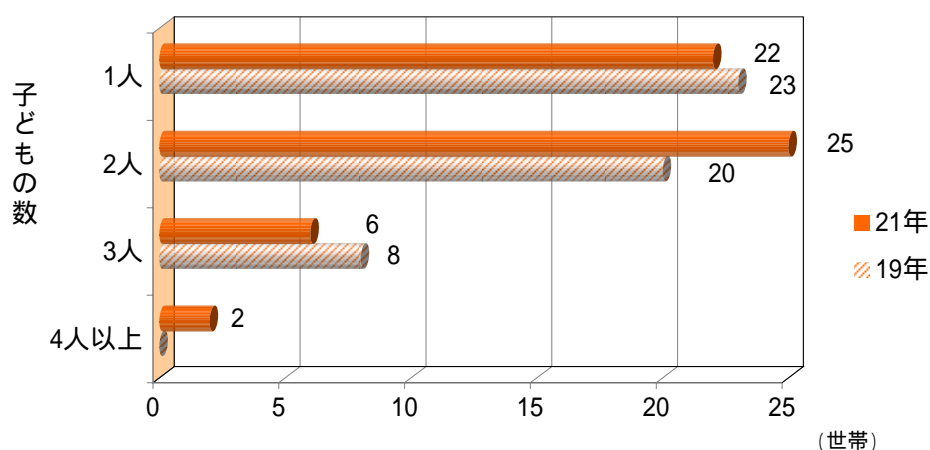
平成19年

	母子家庭	父子家庭	合計(比率%)
1人	409	23	432 (57.2)
2人	225	20	245 (32.5)
3人	61	8	69 (9.1)
4人以上	9	0	9 (1.2)
計	704	51	755 (100.0)

18歳未満の子どもの数と世帯数 (母子)



18歳未満の子どもの数と世帯数 (父子)

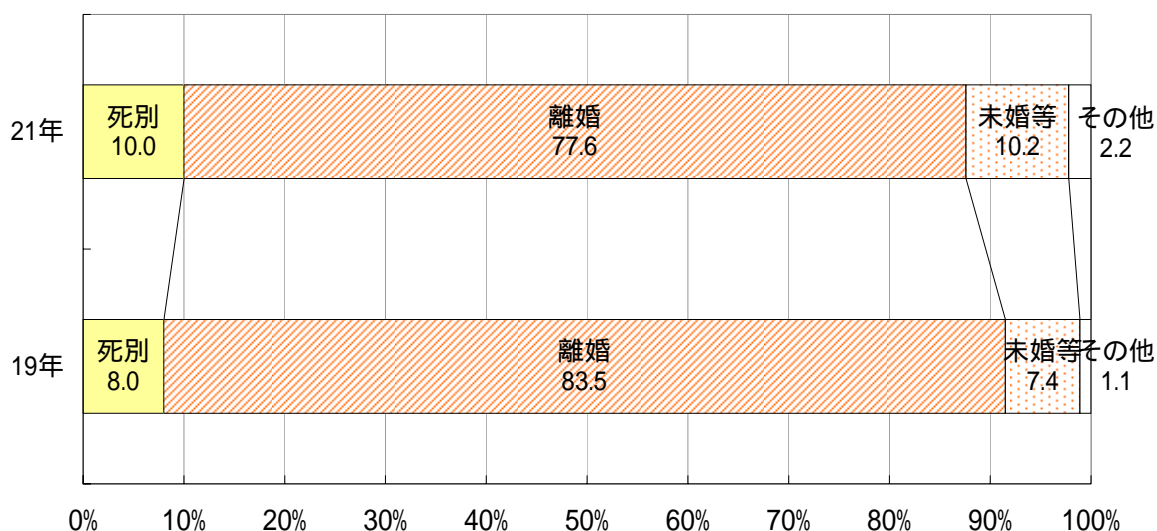


(3) ひとり親家庭になった理由

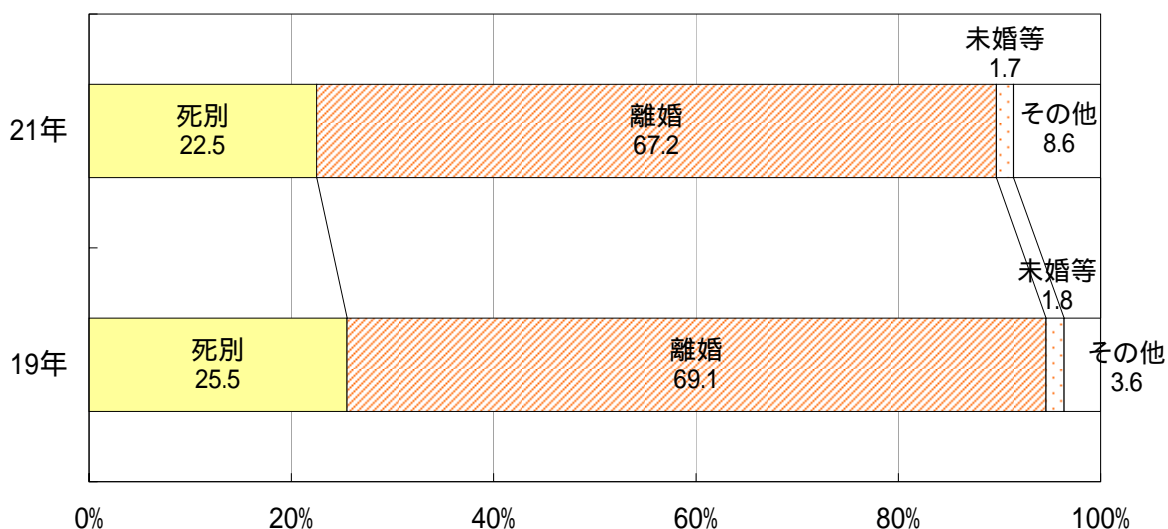
ひとり親家庭になった理由では、母子家庭は前回の調査と比べて離婚の割合が若干減少し、死別や未婚・非婚が増加しています。

平成21年			平成19年		
	母子家庭 (比率%)	父子家庭 (比率%)		母子家庭 (比率%)	父子家庭 (比率%)
死別	75 (10.0)	13 (22.5)	死別	59 (8.0)	14 (25.5)
離婚	587 (77.6)	39 (67.2)	離婚	619 (83.5)	38 (69.1)
未婚・非婚	77 (10.2)	1 (1.7)	未婚・非婚	55 (7.4)	1 (1.8)
その他	17 (2.2)	5 (8.6)	その他	8 (1.1)	2 (3.6)
計	756 (100.0)	58 (100.0)	計	741 (100.0)	55 (100.0)

ひとり親家庭になった理由 (母子)



ひとり親家庭になった理由 (父子)



(4) ひとり親になったときの就業形態

働いている人の割合は、母子家庭では前回の調査と比べて増えていますが、父子家庭では減少しました。就業形態では、母子家庭でアルバイト・パートの割合が減少し、常勤、派遣・契約社員の割合が増えています。

平成21年

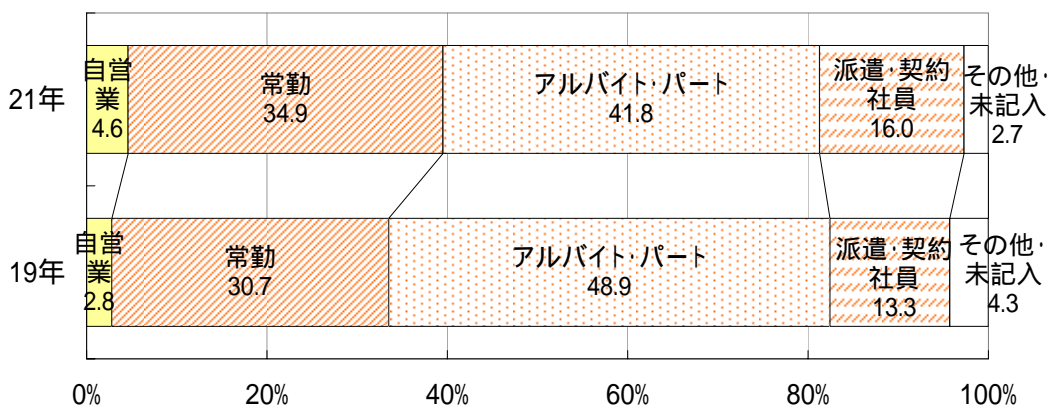
《》()内は比率(%)

	総数	働いている	就業形態				
			自営業	常勤	アルバイト・パート	派遣・契約社員	その他・未記入
母子	756 《100.0%》	630 《83.3》 (100.0%)	29 (4.6)	220 (34.9)	263 (41.8)	101 (16.0)	17 (2.7)
父子	58 《100.0%》	46 《79.3》 (100.0%)	13 (28.3)	27 (58.7)	4 (8.7)	0 (0.0)	2 (4.3)

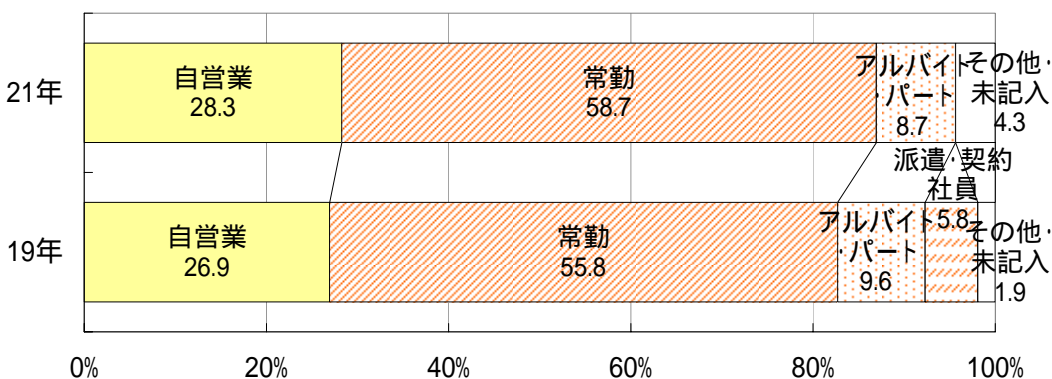
平成19年

	総数	働いている	就業形態				
			自営業	常勤	アルバイト・パート	派遣・契約社員	その他・未記入
母子	738 《100.0%》	609 《82.5》 (100.0%)	17 (2.8)	187 (30.7)	298 (48.9)	81 (13.3)	26 (4.3)
父子	54 《100.0%》	52 《96.3》 (100.0%)	14 (26.9)	29 (55.8)	5 (9.6)	3 (5.8)	1 (1.9)

就業状況 (母子)



就業状況 (父子)



(5) 現在、働いていない理由

母子家庭が働いていない理由では、前回の調査と比べて健康面の不安や家事育児などの理由が減り、求職中が増えています。

平成21年

()内は比率(%)

	働いていない	理由						
		求職中	家事育児	健康面不安	条件が合わない	職業訓練等	その他	考えていない
母子	126 (100.0%)	32 (25.4)	21 (16.7)	32 (25.4)	9 (7.1)	8 (6.3)	21 (16.7)	3 (2.4)
父子	12 (100.0%)	2 (16.7)	1 (8.3)	1 (8.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	7 (58.4)	1 (8.3)

平成19年

	働いていない	理由						
		求職中	家事育児	健康面不安	条件が合わない	職業訓練等	その他	考えていない
母子	119 (100.0%)	24 (20.2)	30 (25.2)	40 (33.6)	5 (4.2)	3 (2.5)	16 (13.5)	1 (0.8)
父子	2 (100.0%)	1 (50.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (50.0)	0 (0.0)

(6) 各種資格の保有状況

前回の調査と比べて各種資格の保有率が上がっています。前回では資格を持っていない人が過半数でしたが、今回の調査では何らかの資格を持っていると答えた人が、母子家庭・父子家庭ともに過半数となっています。

持っている資格の種類では、母子家庭がホームヘルパーや経理・簿記関係、父子家庭では大型・特殊自動車が多くなっています。

また、取得したい資格の種類では、母子家庭がOA関係や経理・簿記関係、父子家庭では大型・特殊自動車やOA関係が多くなっています。

ア) 各種資格の保有状況

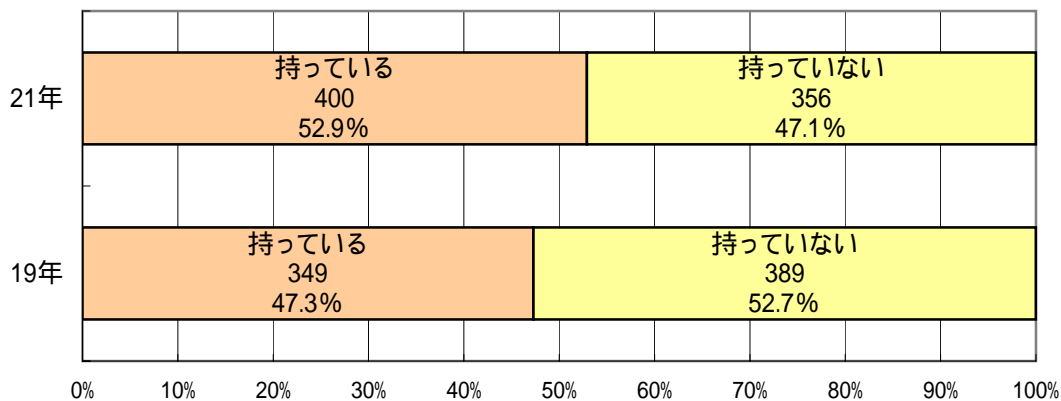
平成21年

	母子(比率%)	父子(比率%)
持っている	400 (52.9)	32 (55.2)
持っていない	356 (47.1)	26 (44.8)
計	756 (100.0)	58 (100.0)

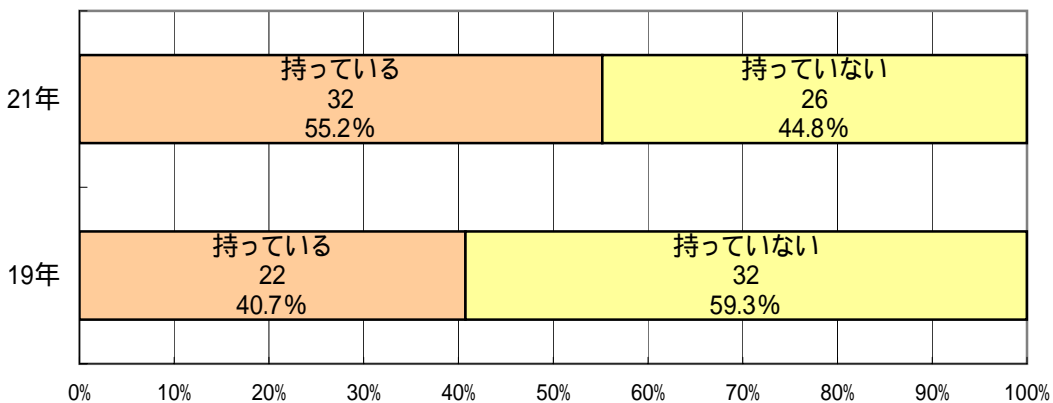
平成19年

	母子(比率%)	父子(比率%)
持っている	349 (47.3)	22 (40.7)
持っていない	389 (52.7)	32 (59.3)
計	738 (100.0)	54 (100.0)

各種資格の保有状況(母子)



各種資格の保有状況(父子)



イ) 持っている資格の種類 (複数回答)

母子

	21年(比率%)	19年(比率%)
経理・簿記	70 (13.6)	91 (21.7)
ホームヘルパー	94 (18.3)	85 (20.3)
教員	27 (5.2)	26 (6.2)
看護師	22 (4.3)	27 (6.4)
美容師	19 (3.7)	18 (4.3)
OA関係	41 (8.0)	46 (11.0)
外国語	18 (3.5)	20 (4.8)
栄養士	14 (2.7)	9 (2.1)
介護福祉士	23 (4.5)	8 (1.9)
理学療法士	2 (0.4)	0 (0.0)
作業療法士	1 (0.2)	0 (0.0)
保育士	21 (4.1)	22 (5.2)
ケアマネジャー	4 (0.8)	3 (0.7)
大型・特殊自動車	19 (3.7)	12 (2.9)
調理師	23 (4.5)	4 (1.0)
その他	116 (22.5)	48 (11.5)
計	514 (100.0)	419 (100.0)

その他の内容
医療事務、証券外務員、社会福祉主事など

父子

	21年(比率%)	19年(比率%)
経理・簿記	0 (0.0)	0 (0.0)
ホームヘルパー	1 (2.9)	0 (0.0)
教員	0 (0.0)	1 (3.8)
看護師	0 (0.0)	0 (0.0)
美容師	0 (0.0)	1 (3.8)
OA関係	2 (5.9)	0 (0.0)
外国語	0 (0.0)	0 (0.0)
栄養士	0 (0.0)	0 (0.0)
介護福祉士	0 (0.0)	0 (0.0)
理学療法士	0 (0.0)	0 (0.0)
作業療法士	0 (0.0)	0 (0.0)
保育士	1 (2.9)	0 (0.0)
ケアマネジャー	0 (0.0)	0 (0.0)
大型・特殊自動車	9 (26.5)	15 (57.7)
調理師	4 (11.8)	1 (3.8)
その他	17 (50.0)	8 (30.9)
計	34 (100.0)	26 (100.0)

その他の内容
衛生管理者、フォークリフト、消防設備士など

ウ) 取得したい資格の種類 (複数回答)

母子

	21年(比率%)	19年(比率%)
経理・簿記	76 (12.1)	68 (15.7)
ホームヘルパー	55 (8.7)	46 (10.6)
教員	9 (1.4)	5 (1.2)
看護師	43 (6.8)	27 (6.3)
美容師	12 (1.9)	12 (2.8)
OA関係	113 (18.0)	46 (10.6)
外国語	28 (4.5)	18 (4.2)
栄養士	22 (3.5)	16 (3.7)
介護福祉士	50 (7.9)	34 (7.9)
理学療法士	13 (2.1)	12 (2.8)
作業療法士	6 (0.9)	0 (0.0)
保育士	27 (4.3)	26 (6.0)
ケアマネジャー	39 (6.2)	45 (10.4)
大型・特殊自動車	10 (1.6)	10 (2.3)
調理師	28 (4.5)	17 (3.9)
その他	98 (15.6)	50 (11.6)
計	629 (100.0)	432 (100.0)

その他の内容
医療事務、社会福祉士、ファイナンシャル・プランナーなど

父子

	21年(比率%)	19年(比率%)
経理・簿記	0 (0.0)	2 (13.3)
ホームヘルパー	3 (10.3)	1 (6.7)
教員	0 (0.0)	0 (0.0)
看護師	1 (3.5)	0 (0.0)
美容師	0 (0.0)	0 (0.0)
OA関係	4 (13.8)	2 (13.3)
外国語	0 (0.0)	0 (0.0)
栄養士	0 (0.0)	1 (6.7)
介護福祉士	3 (10.3)	1 (6.7)
理学療法士	1 (3.5)	0 (0.0)
作業療法士	0 (0.0)	0 (0.0)
保育士	0 (0.0)	1 (6.7)
ケアマネジャー	0 (0.0)	0 (0.0)
大型・特殊自動車	6 (20.7)	1 (6.7)
調理師	3 (10.3)	2 (13.3)
その他	8 (27.6)	4 (26.6)
計	29 (100.0)	15 (100.0)

その他の内容
行政書士、ファイナンシャル・プランナー、宅建など

エ) 資格を取得しない理由

資格を取得しない理由では、母子家庭・父子家庭ともに「費用が高い」が、40%を超えています。

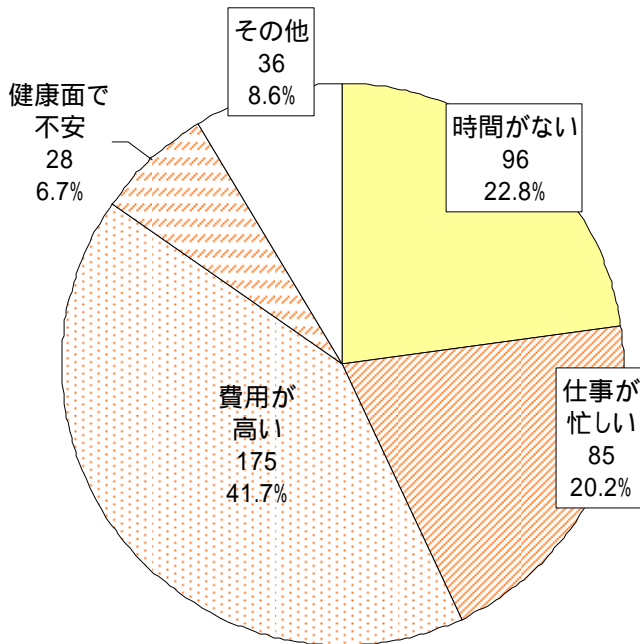
母子

項目	21年件数(比率%)	19年件数(比率%)
時間がない	96 (22.8)	86 (24.2)
仕事が忙しい	85 (20.2)	105 (29.5)
費用が高い	175 (41.7)	113 (31.7)
健康面で不安	28 (6.7)	32 (9.0)
その他	36 (8.6)	20 (5.6)
計	420 (100.0)	356 (100.0)

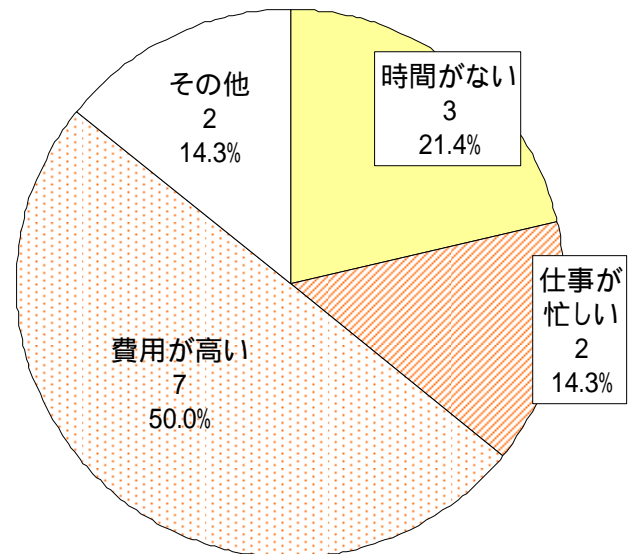
父子

項目	21年件数(比率%)	19年件数(比率%)
時間がない	3 (21.4)	8 (25.0)
仕事が忙しい	2 (14.3)	15 (46.9)
費用が高い	7 (50.0)	6 (18.8)
健康面で不安	0 (0.0)	0 (0.0)
その他	2 (14.3)	3 (9.3)
計	14 (100.0)	32 (100.0)

資格を取得しない理由 (母子)
21年



資格を取得しない理由 (父子)
21年



(7) 収入の状況

母子家庭の年間収入は、200万円未満が全体の59.2%（59.1%）、200万円以上400万円未満30.2%（26.3%）となっています。400万円未満は89.4%（85.4%）となります。父子家庭では、200万円未満の割合が31%（12.9%）200万円以上400万円未満が39.7%（35.3%）です。400万円未満でみると全体の70.7%（48.2%）となります。

表中の収入額は年間収入額、（ ）は19年調査の数値です。

平成21年

収入額	母子 (比率%)	父子 (比率%)
800万円以上	2 (0.3)	0 (0.0)
600万円以上800万円未満	17 (2.3)	2 (3.4)
400万円以上600万円未満	35 (4.6)	12 (20.7)
200万円以上400万円未満	228 (30.2)	23 (39.7)
100万円以上200万円未満	239 (31.6)	9 (15.5)
100万円未満	209 (27.6)	9 (15.5)
未記入	26 (3.4)	3 (5.2)
計	756 (100.0)	58 (100.0)

平成19年

収入額	母子 (比率%)	父子 (比率%)
800万円以上	1 (0.1)	1 (1.8)
600万円以上800万円未満	8 (1.1)	1 (1.8)
400万円以上600万円未満	40 (5.4)	13 (24.1)
200万円以上400万円未満	194 (26.3)	19 (35.3)
100万円以上200万円未満	263 (35.6)	4 (7.4)
100万円未満	173 (23.5)	3 (5.5)
未記入	59 (8.0)	13 (24.1)
計	738 (100.0)	54 (100.0)

< 参考 >

児童扶養手当、児童育成手当の支給に当たっては、収入額で認定はしていません。比較資料として平均的な勤労世帯を例示しています。

収入限度額表（抜粋）

子どもの数	児童扶養手当		児童育成手当
	全部支給	一部支給	
1人	1,300,000円	3,651,999円	5,755,999円
2人	1,719,999円	4,127,999円	6,231,999円
支給額	1人目 41,720円	1人目 41,710円 ～9,850円	1人 13,500円
	2人目 5,000円		

(8) 養育費の状況

(ア) 取り決めの状況

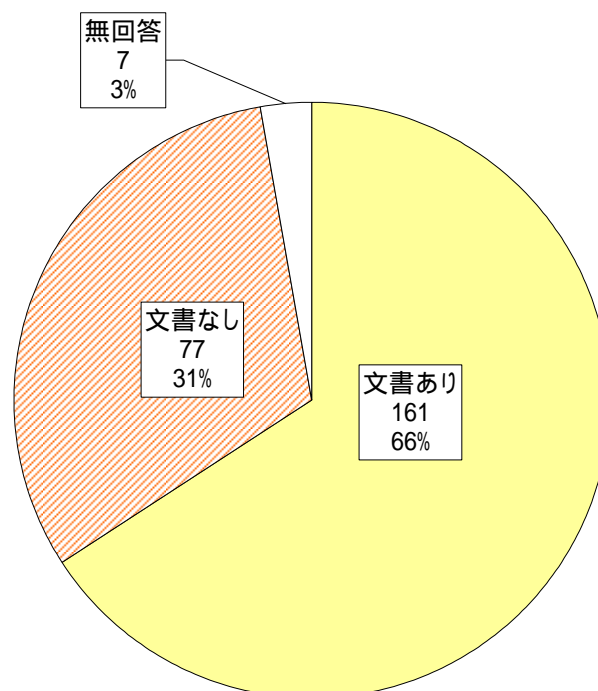
平成21年

総数 (%)		取り決めている			取り決めて していない	未記入
		文書あり	文書なし	無回答		
母子	756	245	161	77	7	511
	比率 (%)	《32.4》 比率 (%)	(65.7)	(31.4)	(2.9)	《67.6》
父子	58	11	5	6	0	47
	比率 (%)	《19.0》 比率 (%)	(45.5)	(54.5)	(0.0)	《81.0》

平成19年

総数 (%)		取り決めている			取り決めて していない	未記入
		文書あり	文書なし	無回答		
母子	738	205	160	34	11	389
	比率 (%)	《27.8》 比率 (%)	(78.0)	(16.6)	(5.4)	《52.7》
父子	54	7	4	2	1	26
	比率 (%)	《13.0》 比率 (%)	(57.1)	(28.6)	(14.3)	《48.1》

取り決めている内容 (母子) 21年



(イ) 養育費の受け取りの状況

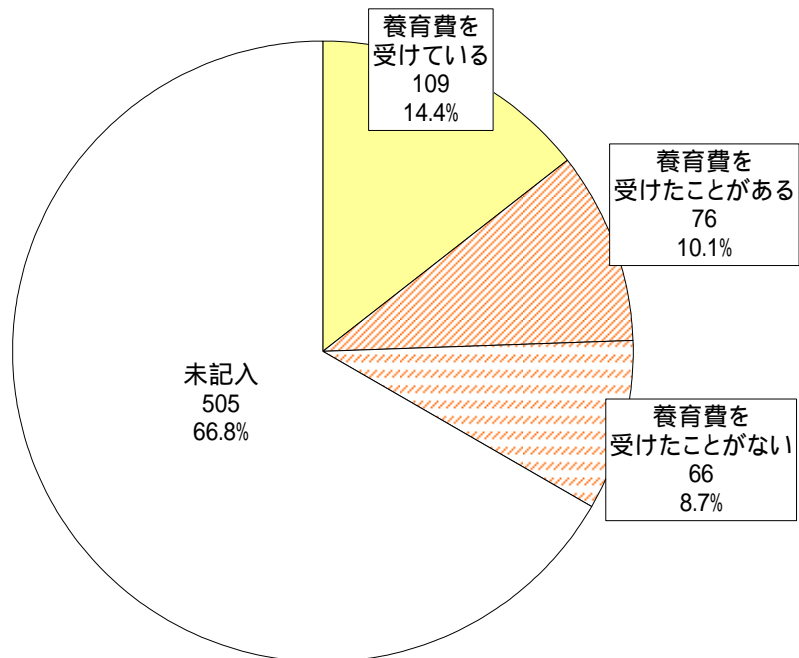
平成21年

総数 (%)		養育費を受けている	養育費を受けたことがある	養育費を受けたことがない	未記入
母子	756 比率 (%)	109 (14.4)	76 (10.1)	66 (8.7)	505 (66.8)
父子	58 比率 (%)	4 (6.9)	1 (1.7)	7 (12.1)	46 (79.3)

平成19年

総数 (%)		養育費を受けている	養育費を受けたことがある	養育費を受けたことがない	未記入
母子	738 比率 (%)	103 (14.0)	95 (12.9)	155 (21.0)	385 (52.2)
父子	54 比率 (%)	6 (11.1)	1 (1.9)	10 (18.5)	37 (68.5)

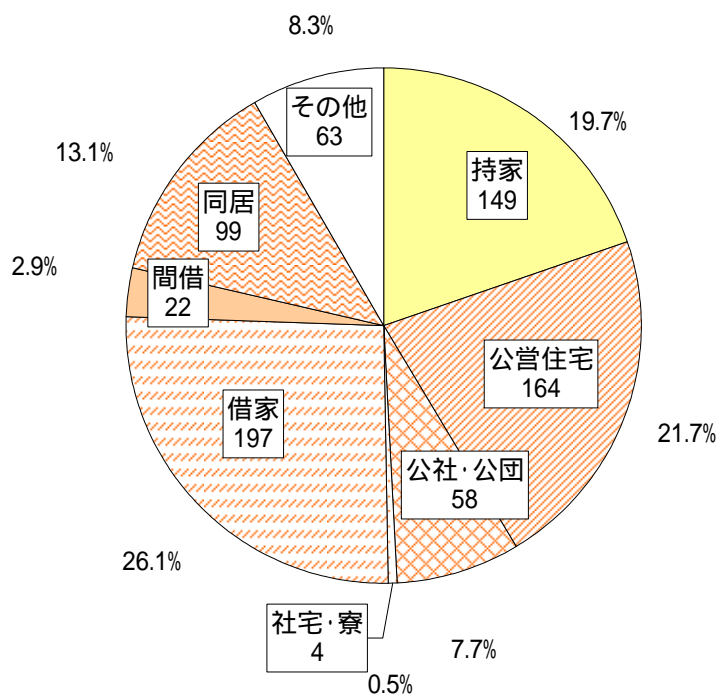
養育費の受け取り状況 (母子)
21年



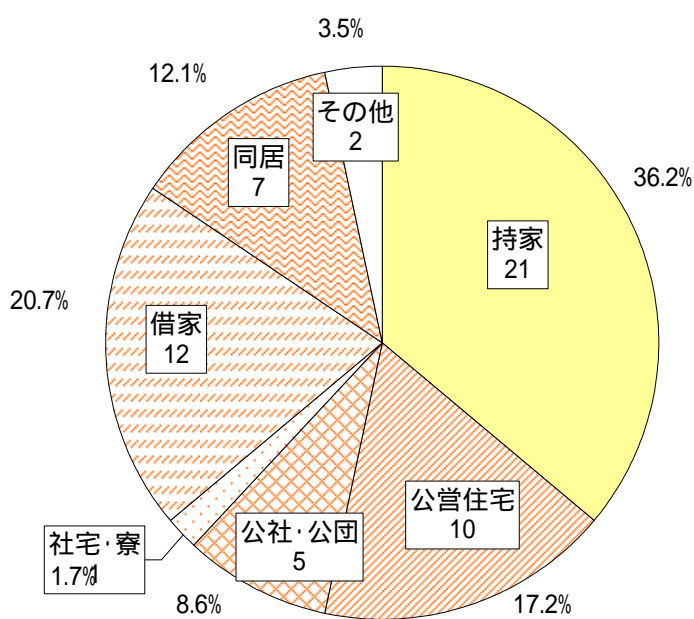
(9) 住まいの状況

父子家庭では持ち家が36.2%を占めますが、母子家庭では19.7%。反対に母子家庭は公営住宅と借家で47.8%ですが、父子家庭では37.9%となっています。

住まいの状況 (母子) 21年



住まいの状況 (父子) 21年



(10) 就学前の児童がいる保育の状況

就学前の児童の保育については、保育所が最も多くなっています。

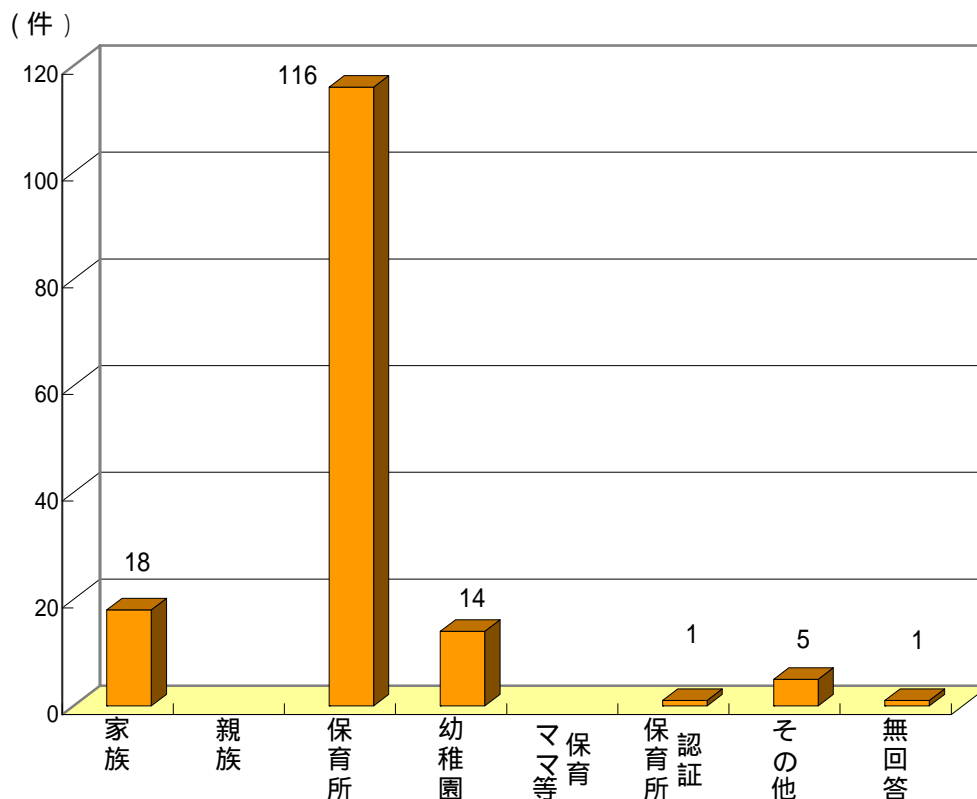
平成21年

総数 (%)		就学前の児童がいる	保育をしている人・施設							
			家族	親族	保育所	幼稚園	保育ママ等	認証保育所	その他	無回答
母子	756 比率 (%)	155 《20.5》 比率 (%)	18 (11.6)	-	116 (74.8)	14 (9.0)	-	1 (0.7)	5 (3.2)	1 (0.7)
父子	58 比率 (%)	7 《12.1》 比率 (%)	-	-	6 (85.7)	-	-	-	-	1 (14.3)

平成19年

総数 (%)		就学前の児童がいる	保育をしている人・施設							
			家族	親族	保育所	幼稚園	保育ママ等	認証保育所	その他	無回答
母子	738 比率 (%)	216 《29.3》 比率 (%)	26 (12.0)	3 (1.4)	159 (73.6)	16 (7.4)	-	4 (1.9)	2 (0.9)	6 (2.8)
父子	54 比率 (%)	12 《22.2》 比率 (%)	3 (25.0)	-	7 (58.4)	1 (8.3)	-	-	-	1 (8.3)

就学前の児童がいる保育の状況 (母子) 21年

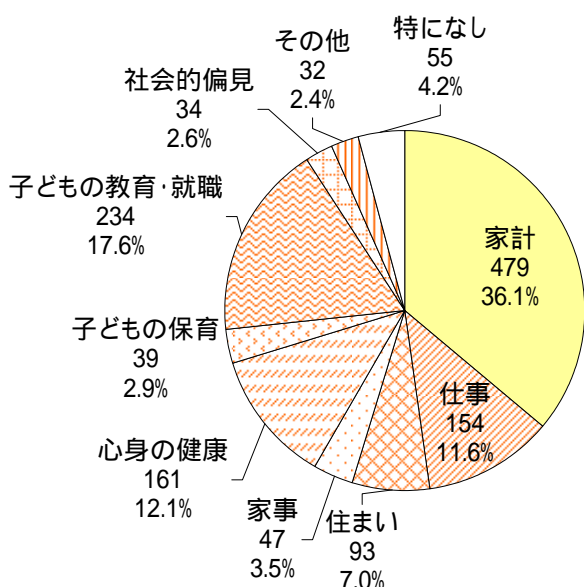


(11) 現在、困っていること (複数回答)

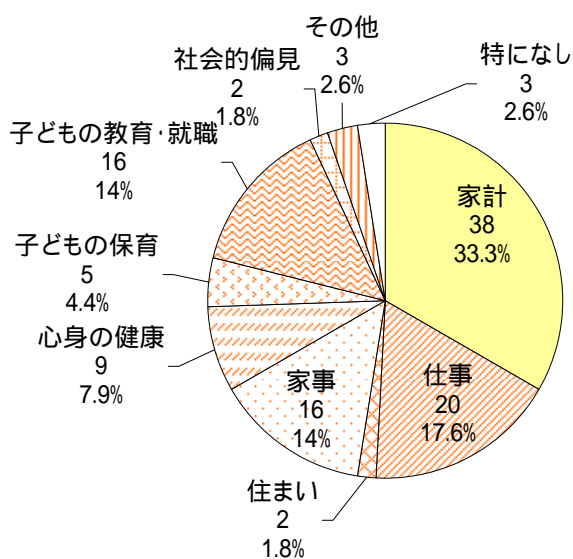
前回の調査と比較し、全体的に大きな変化はありません。また、アンケート時期には、インフルエンザが流行していました。

項目	平成21年		平成19年	
	母子 (比率%)	父子 (比率%)	母子 (比率%)	父子 (比率%)
家計	479 (36.1)	38 (33.3)	477 (31.9)	32 (29.6)
仕事	154 (11.6)	20 (17.6)	177 (11.8)	21 (19.5)
住まい	93 (7.0)	2 (1.8)	125 (8.4)	6 (5.6)
家事	47 (3.5)	16 (14.0)	71 (4.8)	17 (15.7)
心身の健康	161 (12.1)	9 (7.9)	139 (9.3)	5 (4.6)
子どもの保育	39 (2.9)	5 (4.4)	62 (4.1)	3 (2.8)
子どもの教育・就職	234 (17.6)	16 (14.0)	274 (18.3)	20 (18.5)
社会的偏見	34 (2.6)	2 (1.8)	54 (3.6)	1 (0.9)
その他	32 (2.4)	3 (2.6)	41 (2.8)	1 (0.9)
特になし	55 (4.2)	3 (2.6)	74 (5.0)	2 (1.9)
計	1328 (100.0)	114 (100.0)	1494 (100.0)	108 (100.0)

現在、困っていること (母子) 21年



現在、困っていること (父子) 21年

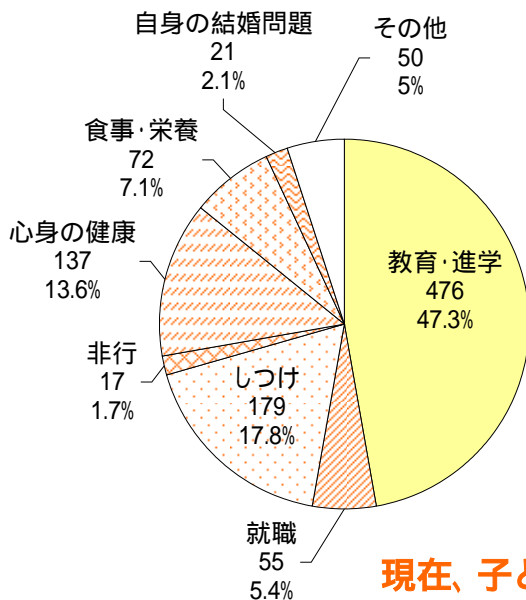


(12) 現在、子どもについて悩んでいること (複数回答)

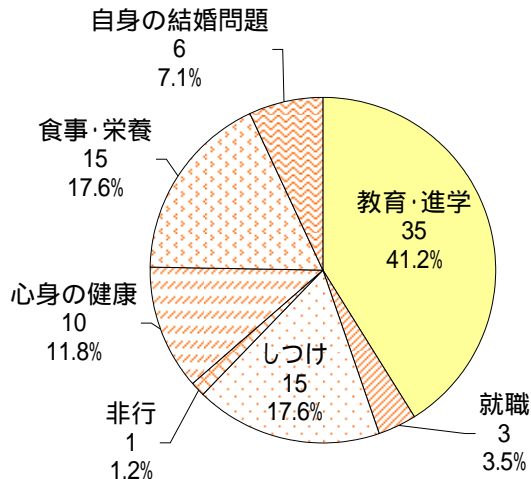
母子家庭・父子家庭ともに、教育・進学問題が4割以上を占め、次いで、しつけとなっています。このほか、母子家庭では心身の健康、父子家庭では食事・栄養と続いています。また、アンケート時期には、インフルエンザが流行していました。

項目	平成21年		平成19年	
	母子 (比率%)	父子 (比率%)	母子 (比率%)	父子 (比率%)
教育・進学	476 (47.3)	35 (41.2)	462 (45.7)	26 (28.5)
就職	55 (5.4)	3 (3.5)	53 (5.2)	1 (1.1)
しつけ	179 (17.8)	15 (17.6)	233 (23.0)	22 (24.2)
非行	17 (1.7)	1 (1.2)	25 (2.5)	1 (1.1)
心身の健康	137 (13.6)	10 (11.8)	87 (8.6)	9 (9.9)
食事・栄養	72 (7.1)	15 (17.6)	86 (8.5)	16 (17.6)
自身の結婚問題	21 (2.1)	6 (7.1)	39 (3.9)	11 (12.1)
その他	50 (5.0)	0 (0.0)	26 (2.6)	5 (5.5)
計	1007 (100.0)	85 (100.0)	1011 (100.0)	91 (100.0)

現在、子どもについて悩んでいること (母子) 21年



現在、子どもについて悩んでいること (父子) 21年



3 データから見える課題

今回のアンケートの結果では、不況の影響が全体の収入が下の階層に移行しています。

ひとり親家庭になってからの就業形態は、母子家庭では常勤、派遣・契約社員が増えています。また、働いていない理由で職業訓練等が増えていることについては、母子自立支援員が就業を希望する母の意向をきめ細やかに聞き取り、策定した自立支援プログラムの成果とも考えられます。

そして、「現在、困っていること」では家計が前回同様、一位となりました。また、「子どもについて悩んでいること」では、教育・進学問題が前回同様、一位となり、教育費用が家計を圧迫していることも考えられます。

支援施策の方向性(基本目標)

子どもが健やかに成長していける環境、安心して子育てできる環境となるよう、の現状把握を踏まえて、ひとり親家庭、特に母子家庭の自立支援を重点にした支援施策を推進します。その方向性としては、母子自立支援員による支援体制を整備しつつ、さらに、

就業支援

相談体制の整備

子育て支援や生活の場の整備

経済的支援

の施策を総合的に展開することが重要と考えられます。

第1期計画で打ち出したこれらの施策を、今期計画でも充実・拡大を図ります。

就業支援

ひとり親家庭が安定した就業により十分な収入を得ることができ、自立した生活ができるように、職業適性に関する的確な判断や適切な職業選択のための情報提供などによる効果的な職業あっせん、職業能力向上のための訓練や資格取得による就業支援を行います。

相談体制の整備

総合的な相談窓口となる母子自立支援員の配置により、離死別直後の精神的安定を図り、自立に必要な情報提供、相談指導等の支援、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行います。

子育て支援や生活の場の整備

ひとり親家庭が安心して子育てと就業・就業のための訓練との両立ができるよう、保育所への優先入所や保育サービスの提供など子育て支援施策の充実やホームヘルプサービスなどの生活支援。また、市営住宅や都営住宅への優先入居枠の確保、配偶者の暴力被害者へは母子生活支援施設等の利用などによる安心できる生活の場の確保など、子育てや生活の面での支援を行います。

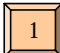
経済的支援

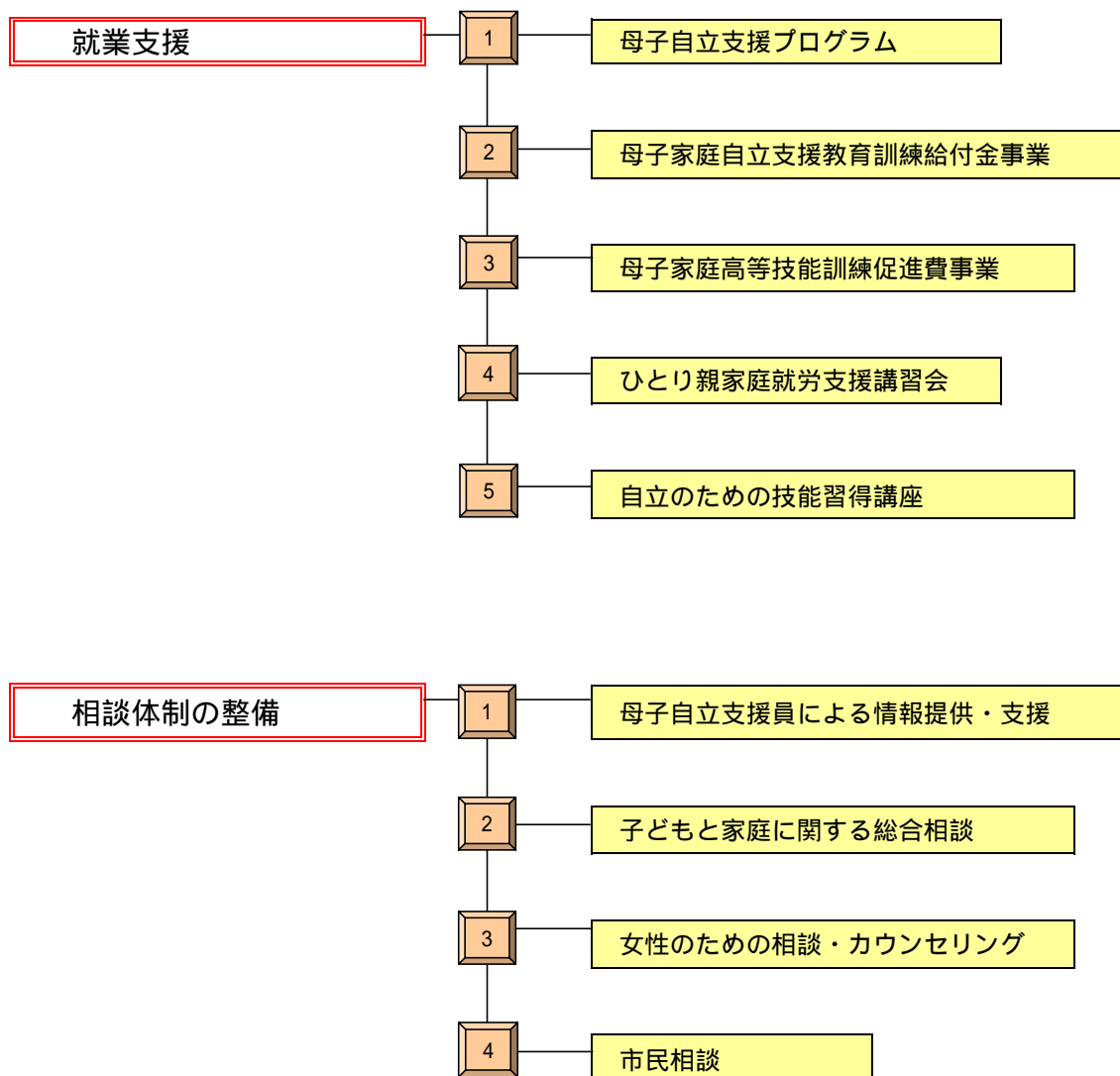
母子福祉資金貸付金や児童扶養手当制度などによる自立支援、また、養育費確保面での支援体制などの経済的支援を行います。

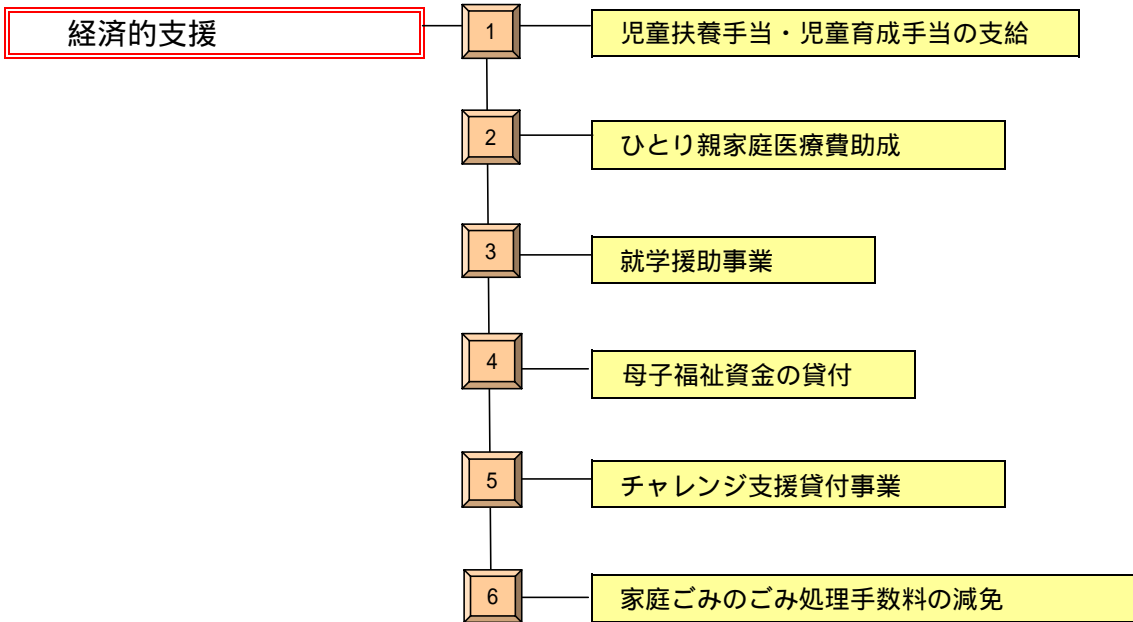
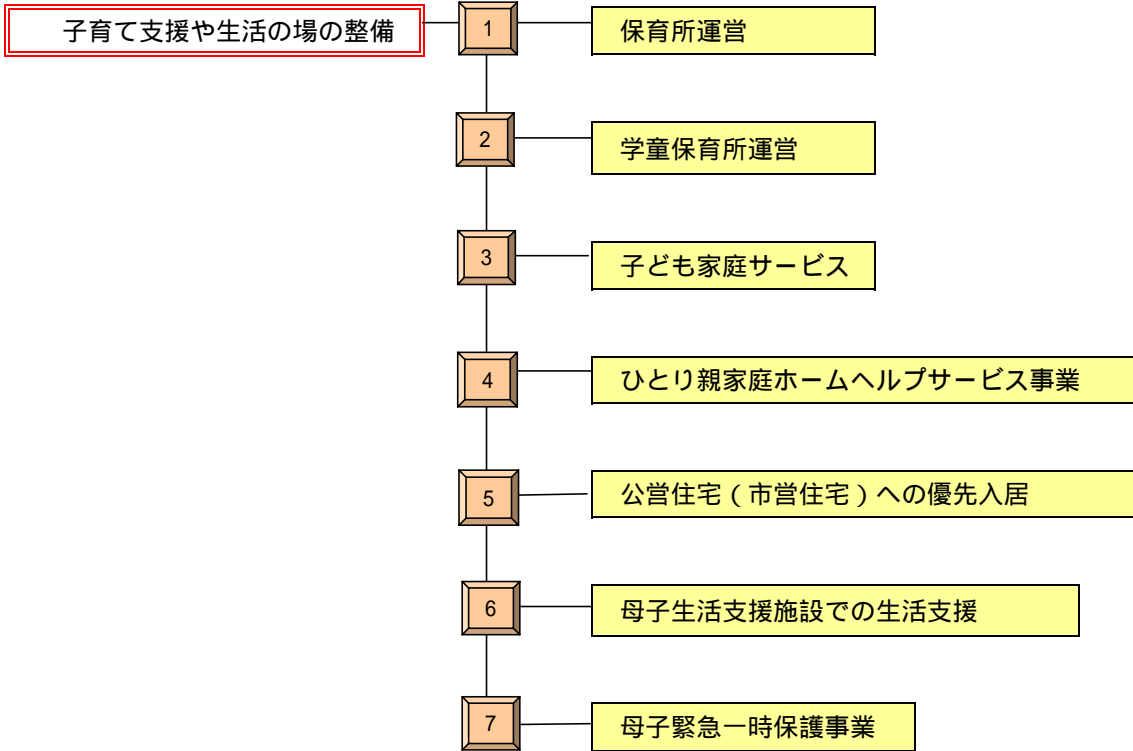
具体的な支援施策

1 主なひとり親家庭支援施策の体系

(1) 八王子市の施策

の番号は「2 支援施策の詳細」の「支援施策及び支援内容」の番号



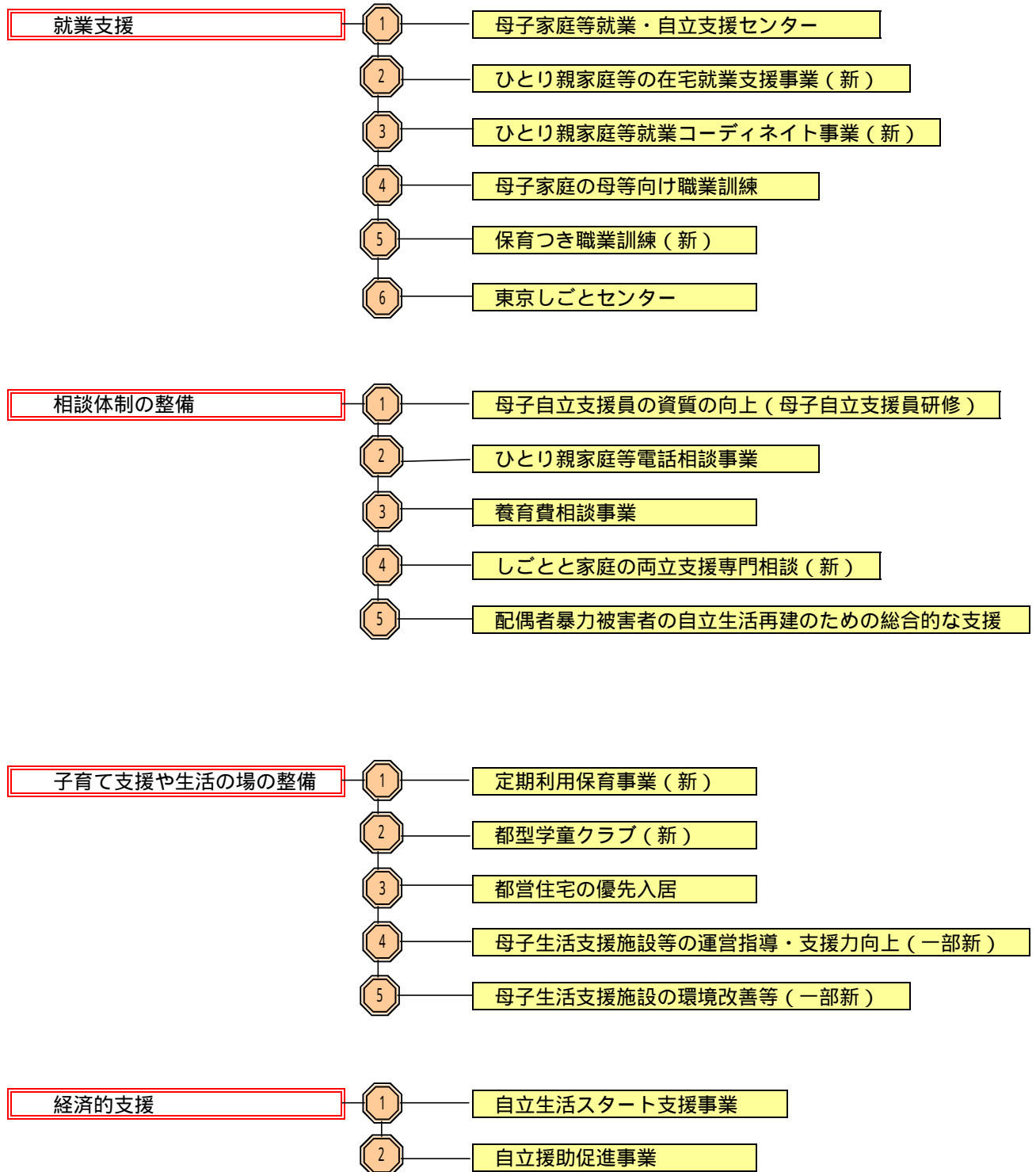


印は新たに取り込んだ施策で、内容については、庁内各課で第1期においても実施していたもの。

(2) 東京都の関連施策

市の施策を補完・拡充する東京都の施策です。

①の番号は「2 支援施策の詳細」の「支援策及び支援内容」の番号



2 支援施策の詳細

(1) 八王子市の施策

就業支援

実績評価：A) 大いに成果があった B) おおむね現状を維持 C) 支援が後退した

1 母子自立支援プログラム			
第2期	支援策及び支援内容		担当所管
	<p>児童扶養手当受給者で自立・就労に対して意欲のある母子家庭の職業的自立を促進するため、就業に結びつく支援を実施します。母子自立支援員との連携のもとに自立支援プログラムを策定の上、ハローワークと密接に連携し就労支援をします。</p>		<p>こども家庭部 (子育て支援課)</p>
	第2期の目標		備考
充実	各年度 申込者20名(うち就職10名)		施策の広報及び相談等の充実
第1期	第1期の実績		実績評価
			A
	19年度	20年度	21年度
実施に向けた検討	<p>児童扶養手当受給者を対象にハローワークと連携し就労支援を行った(20年8月~実施)</p> <p>申込者 2名(うち就職2名)</p>	<p>児童扶養手当受給者を対象に、ハローワークと連携し就労支援を行った</p> <p>申込者 31名(うち就職13名)</p>	
2 母子家庭自立支援教育訓練給付金事業			
第2期	支援策及び支援内容		担当所管
	<p>母子家庭の母親の就業につながる能力を開発するため、厚生労働省認定の教育訓練講座を受講した場合に、その経費の20%を助成します。 対象 児童扶養手当の受給者で、雇用保険の受給資格のない方 支給額上限 10万円(受講費用4,000円以下の講座を除く)</p>		<p>こども家庭部 (子育て支援課)</p>
	第2期の目標		備考
充実	各年度 5名以上の利用者を見込む		
第1期	第1期の実績		実績評価
			B
	19年度	20年度	21年度
児童扶養手当受給者等を対象に、講座終了後に受講料の20%(平成19年10月までに申請した方は40%)を支給した。	<p>児童扶養手当受給者等を対象に、講座終了後に受講料の20%を支給した。</p> <p>受給人員 6名 給付額 175,987円</p>	<p>児童扶養手当受給者等を対象に、講座終了後に受講料の20%を支給した。</p> <p>受給人員 4名 給付額 69,898円</p>	<p>受給人員 9名 給付額 490,302円</p>

3 母子家庭高等技能訓練促進費事業			
第2期	支援策及び支援内容		担当所管
	母子家庭の母親が就職に有利な国家資格を取得するため、養成機関において修業している場合、一定期間につき経済的支援を行います。 対象修業期間は順次拡大し、現在は全修業期間が対象。 対象資格 看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士等 支給額 訓練促進費 …… 70,500円（非課税世帯は141,000円） 修了一時金 …… 25,000円（非課税世帯は50,000円）		こども家庭部 （子育て支援課）
	第2期の目標		備考
充実	各年度 25名程度の利用者を見込む		
第1期	第1期の実績		
	実績評価		
	A		
19年度		20年度	21年度
修業期間2/3経過後の残りの1/3の期間が対象 受給人員 4名 給付額 298,700円		21年2月に制度改正。修業期間残りの1/2に拡大し、修了一時金も支給 受給人員 10名 給付額 5,562,000円	21年6月に制度再改正。全修業期間に拡大 受給人員 22名 給付額 19,815,500円 修了一時金 5名 給付額 125,000円

4 ひとり親家庭就労支援講習会			
第2期	支援策及び支援内容		担当所管
	ひとり親家庭の母等に対し、就労に結びつく知識・技能習得のため地区母子会と共催でパソコン講習会を実施します。		こども家庭部 （子育て支援課）
	第2期の目標		備考
充実	パソコンに関する資格を取得できるような講習会を実施し、さらに就職に効果的なものを目指す。 実施回数は年3講座を継続する。		
第1期	第1期の実績		
	実績評価		
	A		
19年度		20年度	21年度
ひとり親家庭パソコン講習会 参加人員 前期8回 20名 後期8回 16名 委託料 1,132,824円 委託先 八王子材刈会		ひとり親家庭パソコン講習会 地域の利便性を考慮し、由木地区でも開催 参加人員 前期8回 13名 後期8回 18名 南大沢8回 10名 委託料 1,794,524円 委託先 八王子材刈会	ひとり親家庭パソコン講習会 就職の有利性を考え、パソコン検定4級講習を新設 参加人員 前期8回 16名 後期8回 14名 パソコン検定4級8回 14名 委託料 1,788,036円 委託先 八王子材刈会

5 自立のための技能習得講座			
	支援策及び支援内容	担当所管	
第2期	再就職支援講座 DV被害者などが就業で有利になるよう、パソコン技術などの習得を図ります。	市民活動推進部 (男女共同参画課)	
	第2期の目標		備考
		年1回以上の開催	

母子家庭常用雇用転換奨励金事業		
	支援策及び支援内容	担当所管
第1期	母子家庭の母親に対し必要な職業訓練を実施し、常用雇用に移行した後、一定期間経過した事業主に対して奨励金を支給する事業で、平成19年度に開始したが、実績なし。 平成20年度からは中小企業雇用安定化奨励金(中小企業事業主が有期労働契約者の正社員へ転換させた場合に奨励金を支給する制度・ハローワーク担当)の創設と同時に廃止となりました。	こども家庭部 (子育て支援課)

ひとり親家庭資格取得講習受講料助成		
	支援策及び支援内容	担当所管
第1期	ひとり親家庭の就労を支援するため、専修学校やホームヘルパー養成講習等各種資格取得のための講習受講経費の一部を助成する事業の実施を検討しましたが、東京都が就職チャレンジ支援事業(職業訓練受講者に対する受講奨励金の支給など)を平成20年度から開始したことにより、中止しました。	こども家庭部 (子育て支援課)

1 母子自立支援員による情報提供・支援			
支援策及び支援内容			担当所管
第2期	母子自立支援員が、ひとり親家庭が抱えている生活上の問題についての相談や、仕事についての相談・情報提供を行い、問題解決のお手伝いをします。		こども家庭部 (子育て支援課)
	第2期の目標		備考
	拡大	多岐にわたる相談に対応できるよう、また、今後予想される父子家庭からの相談にも対応できるよう、研修等に積極的に参加し、相談員の資質向上を図る。 また、出張相談を実施する。	
第1期の実績			実績評価 B
第1期	19年度	20年度	21年度
	離婚を考えている段階の人から、DVで避難している人まで、母子自立支援員が相談を実施 母子自立支援員 3名 相談件数 3,365件	離婚を考えている段階の人から、DVで避難している人まで、母子自立支援員が相談を実施 母子自立支援員 3名 相談件数 3,405件	離婚を考えている段階の人から、DVで避難している人まで、母子自立支援員が相談を実施 母子自立支援員 3名 相談件数 3,044件

2 子どもと家庭に関する総合相談			
支援策及び支援内容			担当所管
第2期	0歳～18歳未満の子どもと家庭に関するあらゆる相談に応じ、相談員とともに解決の道を探します。 子ども家庭支援センター 月～土曜日の午前9時～午後7時、 日曜日の午前9時～午後5時 地域子ども家庭支援センター(館・石川・みなみ野・南大沢・元八王子) 月～土曜日の午前9時～午後5時		こども家庭部 (子ども家庭支援センター)
	第2期の目標		備考
	充実	事業継続	
第1期の実績			実績評価 B
第1期	19年度	20年度	21年度
	< 総合相談延件数 > 電話 11,206件 面接 2,304件 ひろば 2,541件 訪問 1,469件 その他 535件 合計 18,055件	< 総合相談延件数 > 電話 10,358件 面接 2,059件 ひろば 1,280件 訪問 1,410件 その他 394件 合計 15,501件	< 総合相談延件数 > 電話 11,153件 面接 1,824件 ひろば 928件 訪問 1,735件 その他 558件 合計 16,198件

3 女性のための相談・カウンセリング				
支援策及び支援内容			担当所管	
第2期	女性のためのカウンセリングや養育費を含む法律相談等の専門相談、相談員による電話相談を実施します。 女性のためのカウンセリング：毎週水・土曜日の午前9時～正午 毎月第2月曜日の午後1時～4時、第2木曜・第4月曜日の午後5時～8時 女性のための相談：毎週木曜日の午後1時～4時 弁護士相談：毎月第3土曜日の午後2時～5時 総合相談（電話・来所・メール）： 毎週月～土曜日の午前9時～午後7時、毎週日曜日の午前9時～午後5時		市民活動推進部 （男女共同参画課）	
	第2期の目標			備考
	充実	事業継続		
第1期	第1期の実績			実績評価
				B
	19年度	20年度	21年度	
	女性のためのカウンセリング 276件 女性のための相談 154件 保健相談 3件 弁護士相談 61件 総合相談 1,872件 計 2,366件	女性のためのカウンセリング 295件 女性のための相談 175件 保健相談 2件 弁護士相談 73件 総合相談 1,745件 計 2,290件	女性のためのカウンセリング 287件 女性のための相談 141件 弁護士相談 52件 総合相談 1,227件 計 1,707件	

4 市民相談				
支援策及び支援内容			担当所管	
第2期	弁護士による法律相談（無料）などを行います。市が関係しない問題についても、職員が相談先の案内など、解決に向けた助言を行います。 多重債務に関する相談に関しては職員が助言を行い、法テラスなどの専門相談機関へ引き継ぐことで解決を図ります。		生活安全部 （暮らしの安全安心課）	
	第2期の目標			備考
		法律相談：毎週月～金曜日	離婚、親権、養育費に関する相談を受けている。 また、多重債務に関する相談では、ひとり親が、生活費の不足からクレジット（キャッシング）・サラ金でお金を借りて多重債務に陥っている事案も想定している。	

1 保育所運営			
第2期	支援策及び支援内容		担当所管
	(1) 通常保育事業 認可保育所、認証保育所、家庭福祉員 認可保育所の入所選考で、ひとり親家庭は調整指数プラス2点 (2) 延長保育事業 (3) 休日保育事業 (4) 病後児保育事業 (5) 一時保育 (6) 定期利用保育 (新)		こども家庭部 (子育て支援課)
	第2期の目標		備考
	拡大	認可 新設4園、分園等4園、既存園増改築5園 認証 新設6園 家庭福祉員26人 延長 72園 休日 2園 病後児 3ヶ所 一時保育19ヶ所(公立4、民間15)	
第1期	第1期の実績		実績評価
			B
	19年度	20年度	21年度
	(1) 通常保育事業 認可保育所 定員増120名 【4月1日現在】 在籍児童数 9,030人 うち母子世帯児童数1,250人 うち父子世帯児童数 94人 認証保育所 6カ所 家庭福祉員 17人	(1) 通常保育事業 認可保育所 定員増41名 【4月1日現在】 在籍児童数 9,073人 うち母子世帯児童数1,192人 うち父子世帯児童数 87人 認証保育所 6カ所 家庭福祉員 17人	(1) 通常保育事業 認可保育所 83カ所 【4月1日現在】 在籍児童数 9,236人 うち母子世帯児童数1,210人 うち父子世帯児童数 86人 認証保育所 8カ所 家庭福祉員 18人
	(2) 延長保育事業 68園	(2) 延長保育事業 69園	(2) 延長保育事業 71園
	(3) 休日保育事業 1園	(3) 休日保育事業 1園	(3) 休日保育事業 1園
(4) 病後児保育事業 2カ所	(4) 病後児保育事業 2カ所	(4) 病後児保育事業 2カ所	
(5) 一時保育事業 10カ所	(5) 一時保育事業 11カ所	(5) 一時保育事業 13カ所	

2 学童保育所運営			
支援策及び支援内容			担当所管
第2期	学童保育サービスの充実を図ります。 市内73か所の学童保育所		こども家庭部 (児童青少年課)
	第2期の目標		備考
	充実	事業継続	
第1期	第1期の実績		実績評価 B
	19年度	20年度	21年度
	入所判定の基準となる指数に加点措置を講じた 入所者数(19.4.1現在)4,102人 うち、ひとり親世帯児童の入所件数 782人	入所判定の基準となる指数に加点措置を講じた 入所者数(20.4.1現在)4,510人 うち、ひとり親世帯児童の入所件数 832人	入所判定の基準となる指数に加点措置を講じた 入所者件数(21.4.1現在)4,718人 うち、ひとり親世帯児童の入所件数 907人

3 子ども家庭サービス			
支援策及び支援内容			担当所管
第2期	(1) ショートステイ(宿泊型一時保育) 保護者の理由により、一時的にお子さんの面倒をみられない場合などに宿泊で預かり、世話をを行います。 (2) トワイライトステイ(夜間一時保育) 午後5時から午後10時の間、一時的にお子さんの世話をを行います。		こども家庭部 (子ども家庭支援センター)
	第2期の目標		備考
	充実	児童養護施設こどものうち八栄寮と母子生活支援施設リフレこのえに委託して、満2歳から小学6年生まで合計定員6名で実施。 また、ショートステイ事業を養育協力家庭(11ヶ所)に委託して満1歳から小学6年生まで定員3名で実施する。	
第1期	第1期の実績		実績評価 B
	19年度	20年度	21年度
	ショートステイ施設利用者：延486人 トワイライトステイ利用者：延184人 ショートステイ養育協力家庭利用者：延30人	ショートステイ施設利用者：延360人 トワイライトステイ利用者：延87人 ショートステイ養育協力家庭利用者：延35人	ショートステイ施設利用者：延402人 トワイライトステイ利用者：延129人 ショートステイ養育協力家庭利用者：延65人

4 ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業			
第2期	支援策及び支援内容		担当所管
	家事や育児等の日常生活を営むのに著しく支障があるひとり親家庭に対して、一定の期間、ホームヘルパーを派遣し、日常生活の世話等必要なサービスを行います。 対象 ひとり親になって2年以内の方や小学校3年生以下のお子さんのいる家庭等		こども家庭部 (子育て支援課)
	第2期の目標		備考
	充実	派遣世帯 70世帯 派遣回数 3,000回	
第1期	第1期の実績		実績評価
			A
	19年度	20年度	21年度
	派遣世帯 53世帯 派遣回数 2,082回	派遣世帯 48世帯 派遣回数 2,132回	派遣世帯 56世帯 派遣回数 2,709回

5 公営住宅(市営住宅)への優先入居			
第2期	支援策及び支援内容		担当所管
	ひとり親家庭の生活の場を確保するため、市営住宅の空家の当選倍率の優遇制度による空家住宅募集などを行います。 優遇制度...当選率が一般世帯の2倍		まちなみ整備部 (住宅対策課)
	第2期の目標		備考
	充実	事業継続	
第1期	第1期の実績		実績評価
			B
	19年度	20年度	21年度
	市営住宅募集で優遇抽せん 募集戸数 55戸 当せん者 138人(補欠83人) 全体応募者 1,021人 ひとり親応募者 176人 内当せん者 31人	市営住宅募集で優遇抽せん 募集戸数 53戸 当せん者 118人(補欠65人) 全体応募者 708人 ひとり親応募者 152人 内当せん者 29人	市営住宅募集で優遇抽せん 募集戸数 46戸 当せん者 107人(補欠61人) 全体応募者 593人 ひとり親応募者 147人 内当せん者 32人

6 母子生活支援施設での生活支援				
第2期	支援策及び支援内容			担当所管
	18歳未満の子どもを養育している母子家庭の母が、生活上の様々な問題から子どもの養育が困難になっている場合に、母と子を一緒に入所させて、自立の促進のために生活を支援します。			こども家庭部 (子育て支援課)
	第2期の目標			備考
	充実	入所2年を目途に自立して退所できるよう、施設と連携をとりながら入所者を支援していく。		平成23年度から都立の施設が民間委譲される。
第1期	第1期の実績			実績評価
				A
	19年度		20年度	21年度
	利用世帯委託料 26世帯 58,404,748円	利用世帯委託料 24世帯 42,714,078円	利用世帯委託料 17世帯 39,365,954円	

7 母子緊急一時保護事業				
第2期	支援策及び支援内容			担当所管
	DV避難等で緊急に保護が必要な母子等を、一時的に施設に入所させて、必要な保護と相談を行い、自立更正への措置を講ずるまでの応急的措置を行います。			健康福祉部 (生活福祉課)
	第2期の目標			備考
	充実	事業継続		
第1期	第1期の実績			実績評価
				B
	19年度		20年度	21年度
	DVなどで行く当てのない母子を緊急的に一時保護した施設 2ヶ所 委託日数 延べ4日 委託料 24,400円	DVなどで行く当てのない母子を緊急的に一時保護した施設 2ヶ所 委託日数 延べ32日 委託料 224,000円	DVなどで行く当てのない母子を緊急的に一時保護した施設 1ヶ所 委託日数 延べ14日 委託料 175,000円	

経済的支援

実績評価：A) 大いに成果があった B) おおむね現状を維持 C) 支援が後退した

1 児童扶養手当・児童育成手当の支給				
支援策及び支援内容			担当所管	
第2期	ひとり親家庭等に対する児童扶養手当、児童育成手当の支給により、経済的に支援します。 児童扶養手当 月額41,720円～9,850円（所得制限あり） 児童2人目5,000円加算、3人目以降1人3,000円加算 児童育成手当 児童一人につき月額13,500円（所得制限あり）		こども家庭部 （子育て支援課）	
	第2期の目標		備考	
	充実	制度の周知に努め、適正な認定事務を行っていく。 児童扶養手当が、平成22年8月分から父子家庭にも支給対象を拡大。		
第1期	第1期の実績			実績評価
				B
	19年度	20年度	21年度	
	児童扶養手当 延べ支給人員 73,846人 支給額 1,848,734,610円 児童育成手当（育成手当） 延べ支給人員 98,415人 支給額 1,328,597,000円	児童扶養手当 延べ支給人員 74,742人 支給額 1,853,174,260円 児童育成手当（育成手当） 延べ支給人員 99,678人 支給額 1,345,653,000円	児童扶養手当 延べ支給人員 76,030人 支給額 1,865,347,670円 児童育成手当（育成手当） 延べ支給人員 101,768人 支給額 1,373,837,000円	

2 ひとり親家庭医療費助成				
支援策及び支援内容			担当所管	
第2期	ひとり親家庭の経済的負担の軽減を図るため、保険診療にかかわる医療費の入院時食事療養費を除く自己負担分の助成を行います。（所得制限あり） 全額助成 非課税世帯 一部助成 課税世帯		こども家庭部 （子育て支援課）	
	第2期の目標		備考	
	充実	事業を継続実施		
第1期	第1期の実績			実績評価
				B
	19年度	20年度	21年度	
	受給世帯数 4,206世帯 年間取扱件数 88,475件 年間医療助成費 212,566,008円	受給世帯数 4,650世帯 年間取扱件数 89,063件 年間医療助成費 209,123,762円	受給世帯数 3,939世帯 年間取扱件数 90,340件 年間医療助成費 210,924,346円	

3 就学援助事業		
	支援策及び支援内容	担当所管
第2期	誰もが義務教育を受けられるよう、経済的に困りの方に、小・中学校の学用品、学校給食等に係る費用を援助します。 (対象者) 生活保護を受けている方 学校での費用の支払が経済的に困難な方(所得等の審査があります)	学校教育部 (学事課)
	第2期の目標	
		制度の周知に努め、適正な認定事務を行っていく。

4 母子福祉資金の貸付				
	支援策及び支援内容		担当所管	
第2期	母子家庭等に対し、母子福祉資金の貸付を実施し、経済的に支援します。 母に対する転宅資金・生活資金、子どもの大学等への進学資金、就学支度資金・修学資金など		こども家庭部 (子育て支援課)	
	第2期の目標			
	充実	各年度 貸付件数 200件 貸付金額 110,000,000円		
第1期	第1期の実績			実績評価 B
	19年度	20年度	21年度	
	母子家庭の子の進学資金(就学支度資金・就学資金)等を中心に貸付を行った。 貸付件数 201件 貸付金額 102,664,748円	母子家庭の子の進学資金(就学支度資金・就学資金)等を中心に貸付を行った。 貸付件数 196件 貸付金額 104,483,120円	母子家庭の子の進学資金(就学支度資金・就学資金)等を中心に貸付を行った。 貸付件数 174件 貸付金額 91,782,500円	

5 チャレンジ支援貸付事業			
第2期	支援策及び支援内容		担当所管
	<p>学習塾などの費用や、高校・大学などの受験費用について貸付けを行うことにより、一定所得以下の世帯の子ども達を支援します。高校・大学などへの入学等、一定条件を満たした場合、申請により償還が免除されます。</p>		市社会福祉協議会
	第2期の目標		備考
	<p>学習塾などの費用 高校・大学等の受験費用</p>		

6 家庭ごみのごみ処理手数料の減免			
第2期	支援策及び支援内容		担当所管
	<p>児童扶養手当法に基づく児童扶養手当の支給を受けている世帯に、申請により一定枚数の市指定の可燃・不燃用ごみ袋を無料で支給します。</p>		<p>環境部 (ごみ減量対策課)</p>
	第2期の目標		備考
	<p>児童扶養手当の支給対象が平成22年8月分から父子家庭にも拡大されるのに合わせて拡大して支給する。</p>		

(2) 東京都の関連施策

就業支援

1	母子家庭等就業・自立支援センター	
	支援策及び支援内容	
	ひとり親家庭の就業による自立を支援するため、以下の事業を行います。 母子家庭等就業・自立支援センター（所在地：千代田区） 無料職業紹介所としての就職情報の提供等、自立促進講習会 相談指導者研修会	
2	ひとり親家庭等の在宅就業支援事業	（新）
	支援策及び支援内容	
	ひとり親家庭等に対して、在宅就業を行うための研修や、家庭と仕事の両立に関する専門相談を行うほか、在宅就業を行う企業の開拓などを行います。（平成23年度まで） はあと立川（所在地：立川市）	
3	ひとり親家庭等就業コーディネート事業	（新）
	支援策及び支援内容	
	ひとり親家庭等に対して、離職準備から就業後のアフターケアまで、個別的な支援を行います。（平成23年度まで） T-hop / 東京のひとり親家庭を応援するプロジェクト事務局（所在地：新宿区）	
4	母子家庭の母等向け職業訓練	
	支援策及び支援内容	
	母子家庭の母等の職業的自立を促すため、民間教育訓練機関等を活用し、職業訓練受講機会の確保を図ります。	
5	保育つき職業訓練	（新）
	支援策及び支援内容	
	子育て中の求職者に、民間教育訓練機関を活用した保育サービス付の職業訓練を受ける機会を提供し、能力開発・早期就業を支援します。	
6	東京しごとセンター	
	支援策及び支援内容	
	東京しごとセンター（所在地：千代田区）において、一人ひとりの適性や状況を踏まえたきめ細かなキャリアカウンセリングや再就職支援セミナーを実施するほか、能力開発、職業紹介を行うなど就職活動を支援します。	

相談体制の整備

1	母子自立支援員の資質の向上（母子自立支援員研修）
	<p style="text-align: center;">支援策及び支援内容</p> <p>身近な地域において、ひとり親家庭からの相談に的確に対応していくため、母子自立支援員の研修の内容を充実し、カウンセリングの精神や技法、サービスのコーディネートなど、総合的な支援力の向上を図ります。</p>
2	ひとり親家庭等電話相談事業
	<p style="text-align: center;">支援策及び支援内容</p> <p>仕事や家事のために平日の相談が困難なひとり親家庭からの相談に対応するため、日曜日、祝日の電話相談を実施します。 はあと（所在地：千代田区）</p>
3	養育費相談事業
	<p style="text-align: center;">支援策及び支援内容</p> <p>ひとり親家庭（離婚前の家庭も含みます。）の養育費にかかる相談について、電話相談、専門相談により対応します。 はあと（所在地：千代田区）</p>
4	しごとと家庭の両立支援専門相談（新）
	<p style="text-align: center;">支援策及び支援内容</p> <p>ひとり親家庭が、家庭生活と仕事を両立する際の課題について、都が広域的な視点から相談対応し、支援を行います。 はあと飯田橋（所在地：千代田区）</p>
5	配偶者暴力被害者の自立生活再建のための総合的な支援
	<p style="text-align: center;">支援策及び支援内容</p> <p>配偶者暴力に関する総合相談、配偶者暴力被害者の心理的サポートと自立支援情報の提供を行う講座、配偶者暴力のある家庭の子どもへの心の傷の回復を支援する講座等を実施します。 東京都女性相談センター多摩支所</p>

子育て支援や生活の場の整備

1	定期利用保育事業	(新)
支援策及び支援内容		
パートタイム労働者向け保育サービスを創設します。		
2	都型学童クラブ	(新)
支援策及び支援内容		
子育て家庭の仕事と子育ての両立に向けて、開所時間の延長を義務付けた学童クラブを創設します。		
3	都営住宅の優先入居	
支援策及び支援内容		
ひとり親家庭の生活の場を確保するため、都営住宅空き家の当選倍率の優遇制度、ポイント方式による空き家住宅募集、母子生活支援施設退所者向け特別割当等により、住宅を提供します。		
4	母子生活支援施設等の運営指導・支援力向上	(一部新)
支援策及び支援内容		
母子生活支援施設における支援の核となる基幹的職員を育成します。 また、母子生活支援施設や婦人保護施設の職員の研修参加や施設間研修を支援し、対応力を強化します。(平成22年度まで)		
5	母子生活支援施設的环境改善等	(一部新)
支援策及び支援内容		
老朽化した母子生活支援施設・婦人保護施設について、利用者の安全の確保と居住環境の改善を図るため、需要動向も踏まえ、施設の整備を計画的に進めます。 また、老朽化遊具の撤去やパソコン整備による学習環境の改善など、入居者の生活の改善に資する整備について、支援を行います。(平成22年度まで)		

経済的支援

1	自立生活スタート支援事業
	支援策及び支援内容
	母子生活支援施設や婦人保護施設等の利用者の退所後における自立生活の支援を行うため、施設等と連携して相談援助を行うとともに、転居、技能習得、就職支度に対する賃金の貸付けを行います。

2	自立援助促進事業
	支援策及び支援内容
	母子生活支援施設や婦人保護施設等の利用者の退所し、就職や進学をする際、又はアパートなどへ入居する際に、他の援助を期待できない場合に、施設長が身元保証や連帯保証を行うことにより、社会的な自立を促進します。

計画の推進に向けて

本計画は、平成19年8月、国の「母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針（平成15年3月）」、「東京都ひとり親家庭自立支援計画」、並びに、計画策定に際し実施した「アンケート調査」の結果を参考にして、「八王子市こども育成計画」に掲げる〔ひとり親家庭、子育て困難家庭の自立促進〕の取組みの一つとして策定されました。第1期の計画期間は、平成19年度から平成21年度の3か年としました。今回の計画は、これを引き継ぐ第2期計画として、策定したものです。

各施策においては、今回改めて実施したアンケート等に寄せられた貴重なご意見等を参考に、第1期計画の支援内容を継承し施策の充実に努めていきます。また、都が新たに公表した「東京都ひとり親家庭自立支援計画（第2期）」において示された母子自立支援員への研修等、市への支援や新規施策との整合性を図っていきます。

そして、子ども家庭支援センターをはじめとする行政内部との連携、就業や福祉を所管する東京都との連携、さらには母子福祉に係わるNPOとの連携などを図り、効果的な自立支援体制の整備・展開に努めていきます。

付属資料

1. ひとり親家庭アンケート調査依頼書	1
2. ひとり親家庭アンケート用紙	2
3. ひとり親家庭実態把握アンケート	6
4. 八王子市ひとり親家庭自立支援計画（第2期） 策定経過	8
5. 次世代育成支援庁内連携会議 名簿	9
6. 八王子市こども政策推進協議会 委員名簿	10
7. 八王子市少子化対策推進本部 名簿	11
8. ひとり親家庭のしおり	12

資料 1

192-8501
八王子市元本郷町3丁目24番1号

八王子 市子 様
219891

アンケート調査ご協力をお願い

日頃より本市の福祉行政にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

本市では、平成19年8月、ひとり親家庭の自立支援を計画的に図っていくため、「八王子市ひとり親家庭自立支援計画」を策定し、ひとり親家庭に関する施策を推進していますが、3年を経過した今年度は新たな計画見直し時期となっております。

そこで、このアンケート調査は、新たな計画策定の取り組みの一環として、ひとり親家庭の実状を把握すること、また、市民の皆様のご意見をいただき、必要な支援策を計画的に推進するにあたっての貴重な資料とすることを目的としております。大変お忙しい中恐縮ですが、調査の趣旨をご理解いただき、ぜひご協力をお願いいたします。

なお、今回のアンケート調査は、市内在住の「児童育成手当」受給者の中から、無作為に2,000人を選ばせていただきました。ご記入いただいた内容につきましては、統計的に処理し、調査の目的以外に使用することはありません。

平成21年9月1日

八王子市

[記入上の注意]

1. この調査は無記名です。アンケート調査票や返送用封筒にあなたのお名前を書く必要はありません。
2. この調査は、平成21年9月1日現在でお答えください。
3. 回答は、あて名本人がご記入ください。
4. 回答は、回答票の該当する番号欄にマークしてください。
5. 「その他」の場合は、回答票にマークしたうえ、アンケート用紙の()内に具体的に記入してください。
6. 記入したアンケート用紙と回答票は、同封の返送用封筒に入れ、9月25日(金)までに投函していただきますようお願いいたします。
(切手を貼る必用はありません。)

問い合わせ先
八王子市こども家庭部子育て支援課
(担当：伊藤・乙訓)
電話：042-620-7368 FAX：042-627-7776

八王子市ひとり親家庭アンケート

- ・該当する項目について、マークシートにマークしてください。
- ・その他欄は、この用紙に具体的に記入願います。
- ・項目により、で関連項目が指示されているものもあります。こちらの項目にもお答えください。

1 あなたの年齢

1. 10代 2. 20代 3. 30代 4. 40代 5. 50代以上

2 世帯の状況

母子家庭、父子家庭の別

1. 母子家庭 2. 父子家庭

同居している世帯構成人数

- ア) 18歳未満のお子さん
1. 0人 2. 1人 3. 2人 4. 3人
5. 4人以上
- イ) あなたの父母
1. 0人 2. 1人 3. 2人
- ウ) あなたの兄弟姉妹
1. 0人 2. 1人 3. 2人 4. 3人
5. 4人以上
- エ) あなたの祖父母
1. 0人 2. 1人 3. 2人
- オ) その他 ()
1. 0人 2. 1人 3. 2人 4. 3人
5. 4人以上

ひとり親家庭になってからの期間

1. 1年未満 2. 1年以上5年未満 3. 5年以上7年未満 4. 7年以上

ひとり親家庭になった理由

1. 離婚 2. 未婚・非婚 3. 死別 4. その他 ()

ひとり親家庭になったときのお子さんの状況

ア) 当時のお子さんの年齢 (複数回答可)

1. 3歳未満 2. 3歳以上6歳未満
3. 6歳以上13歳未満 4. 13歳以上18歳未満 5. 18歳以上

イ) 当時のお子さんの就学・就労の状況 (複数回答可)

1. 小学校入学前 2. 小学生 3. 中学生 4. 高校生、大学生等
5. 社会人 6. その他 ()

3 あなたの就業の状況

ひとり親になったときの就業状況

1. 働いていた
3. 就業経験はなかった
2. 当時は働いていなかったが、就業経験はあった

当時の就業の形態

11. 自営業 12. 常勤
13. アルバイト・パート
14. 派遣・契約社員
15. その他 ()

過去の就業の形態

21. 自営業 22. 常勤
23. アルバイト・パート
24. 派遣・契約社員
25. その他 ()

現在の状況

- 1. 働いている
- 2. 働いていない

職業について

- ア) 雇用の形態
- 11. 自営業
 - 12. 常勤
 - 13. アルバイト・パート
 - 14. 派遣・契約社員
 - 15. その他 ()

- イ) 転職の希望
- 21. 今の仕事を続けたい
 - 22. 仕事を変えたい

変えたい理由 (一つだけ)

- 51. 収入
- 52. 通勤距離
- 53. 労働時間
- 54. 仕事の内容
- 55. 健康面の不安
- 56. 職場内での偏見
- 57. その他 ()

働いていない理由 (一つだけ)

- 31. 求職中
- 32. 家事・育児
- 33. 健康面の不安
- 34. 条件が合わない
- 35. 職業訓練・通学中

条件の内容

- 61.収入
- 62.労働時間
- 63.その他 ()

- 36. 就業を考えていない
- 37. その他 ()

4 各種資格について

資格の保有の状況

- 1. 資格を持っている
- 2. 資格を持っていない

資格の種類

- 11. 経理・簿記
- 12. ホームヘルパー
- 13. 教員
- 14. 看護師
- 15. 美容師
- 16. パソコン・OA関係
- 17. 外国語
- 18. 栄養士
- 19. 介護福祉士
- 20. 理学療法士
- 21. 作業療法士
- 22. 保育士
- 23. ケアマネージャー
- 24. 大型・特殊自動車免許
- 25. 調理師
- 26. その他 ()

仕事への影響

- 31. 仕事の役に立つ
- 32. 役に立たない

資格の取得について

- 1. 資格を取得したい
- 2. 資格を取得しない

資格の種類

- 11. 経理・簿記
- 12. ホームヘルパー
- 13. 教員
- 14. 看護師
- 15. 美容師
- 16. パソコン・OA関係
- 17. 外国語
- 18. 栄養士
- 19. 介護福祉士
- 20. 理学療法士
- 21. 作業療法士
- 22. 保育士
- 23. ケアマネージャー
- 24. 大型・特殊自動車免許
- 25. 調理師
- 26. その他 ()

取得しない理由

- 31. 家事・育児で時間が取れない
- 32. 仕事が忙しい
- 33. 費用が高い
- 34. 健康面の不安
- 35. その他 ()

5 収入の状況（平成20年の総収入）

収入の種類（複数回答可）

1. 就労収入（給与・事業・営業等）
2. 年金等
3. 親族からの仕送り
4. 家賃・地代の収入等
5. 児童扶養手当等の各種手当
6. 生活保護
7. その他（ ）

平成20年の総収入額（税引き前）

1. 100万円未満
2. 100万円以上200万円未満
3. 200万円以上400万円未満
4. 400万円以上600万円未満
5. 600万円以上800万円未満
6. 800万円以上

6 養育費の状況

1. 養育費受取の取り決めをしている、または、したことがある
2. 取り決めをしていない

↓
取決め内容

- | | | |
|------------|----------------|-----------------|
| ア) 取り決めの方法 | 11. 文書あり | 12. 文書なし |
| イ) 受取の状況 | 21. 現在受けている | 22. 受けたことがある |
| | 23. 受けたことがない | |
| ウ) 額の取り決め | 31. 決まっている | 32. 決まっていない |
| エ) 月額 | 41. 1万円未満 | 42. 1万円以上2万円未満 |
| | 43. 2万円以上4万円未満 | 44. 4万円以上6万円未満 |
| | 45. 6万円以上8万円未満 | 46. 8万円以上10万円未満 |
| | 47. 10万円以上 | |

7 住まいの状況

住まいの形態

1. 持家
2. 公営住宅
3. 公社・公団住宅
4. 社宅・会社の寮
5. 借家
6. 間借
7. 同居
8. その他（ ）

家賃（月額）

1. 1万円未満
2. 1万円以上2万円未満
3. 2万円以上4万円未満
4. 4万円以上6万円未満
5. 6万円以上8万円未満
6. 8万円以上10万円未満
7. 10万円以上

8 保育の状況

1. 就学前の児童がいる
2. 就学前の児童がいない

↓
保育をしている人、または、預けている保育施設

11. 家族
12. 親戚
13. 保育園
14. 幼稚園
15. 保育ママ
16. 認証保育
17. その他（ ）

9 困っていることなど

ひとり親家庭になったときに困ったこと

1. 家計 2. 仕事 3. 住まい 4. 家事 5. 心身の健康 6. 子どもの保育
 7. 子どもの教育・進路・就職 8.社会的偏見(世間体) 9. 特になし
 10. その他 ()

現在、困っていること

1. 家計 2. 仕事 3. 住まい 4. 家事 5. 心身の健康 6. 子どもの保育
 7. 子どもの教育・進路・就職 8.社会的偏見(世間体) 9. 特になし
 10. その他 ()

現在、子どもについて悩んでいること

1. 教育・進学 2. 就職 3. しつけ 4. 非行 5. 心身の健康
 6. 食事・栄養 7. 自身の結婚問題 8. その他 ()

10 相談の状況

1. 悩み事を相談する相手がいる

2. 相談する相手がない

↓

相談の相手

11. 親族 12. 知人・友人 13. 隣人
 14. 母子自立支援員 15. 民生・児童委員
 16. 公的機関 17. その他 ()

↓

相談相手が必要だと思いますか？

21. 必要
 22. 必要ない

11 ひとり親家庭の支援について、意見・提案などがありましたら、お聴かせください。

ご協力いただき、ありがとうございました。

このアンケート用紙(折り可)とマークシート回答票(折り不可)は、同封の返送用封筒に入れ、9月25日(金)までに投函してください。(切手を貼る必要はありません。)

ひとり親家庭実態把握アンケート

今回、ひとり親家庭の実情や現在の傾向をよりよく把握するため、日ごろひとり親家庭の方に対応している市の窓口担当者にもアンケートを実施しました。以下は、その結果です。

なお、このアンケートの集計結果は、その内容が実数に基づいたものではなく、職員の印象によるところが大きいことから、参考資料としてのみ取り扱います。

(1) ひとり親世帯の動向

世帯数は、やや増加傾向にあります。母子・父子の別では、母子の割合が多くなっており、お子さんの年齢では、より低年齢のお子さんのいる家庭ほど多くなっています。

A) 世帯数

項目	子育て支援課	他所管
1. かなり増えている	5	1
2. やや増えている	9	2
3. 変わらない	1	2
4. やや減った	0	0
5. かなり減った	0	0

B) 母子・父子の割合

項目	子育て支援課	他所管
1. 母子の割合が増えた	10	3
2. 変わらない	3	2
3. 父子の割合が増えた	2	0

C) 子の年齢

項目	子育て支援課	他所管
1. 未就学児のいる家庭が増えた	10	1
2. 小学生のいる家庭が増えた	2	2
3. 中学生以上の子がいる家庭が増えた	1	1
無回答	2	1

(2) ひとり親世帯の収入

収入では、全体的に減収しています。

項目	子育て支援課	他所管
1. かなり減収している	4	0
2. やや減収している	7	3
3. あまり変わらない	4	2
4. やや増収している	0	0
5. かなり増収している	0	0

(3) ひとり親世帯の就労

就労状況では、働いていない人が増えています。また、職種ではパート・アルバイトや派遣・契約社員が増えています。

A) 就労状況

項目	子育て支援課	他所管
1. 就労している人が増えた	3	1
2. あまり変わらない	4	2
3. 働いていない人が増えた	8	2

B) 職種

項目	子育て支援課	他所管
1. 常勤が増えた	0	0
2. 自営業が増えた	0	0
3. パートアルバイトが増えた	11	3
4. 派遣・契約社員が増えた	3	1
無回答	1	1

八王子市ひとり親家庭自立支援計画（第2期）策定経過

年 月 日	検 討 内 容	関 係 者
平成 21 年 9 月	第 2 期計画策定に向け、ひとり親家庭の実情、施策ニーズの変化を把握するために、アンケート調査を実施。	平成 21 年 9 月 1 日現在 児童育成手当受給者 対象者 2,000 人 うち回答数 814 票
平成 21 年 11 月	計画施策の進行状況を把握するため、各所管に関係施策の 3 か年（21 年度は上半期）の実績を照会。	
平成 21 年 11 月 19 日	計画策定に当たって、本計画は「八王子市こども育成計画」に包含されるため、育成計画の進行管理を行っていた「次世代育成支援庁内連携会議」に第 2 期計画策定の趣旨報告をするとともに、策定方針、第 1 期計画実績、及びアンケート結果について質疑応答を行う。	資料 5
平成 22 年 4 月	「東京都ひとり親家庭自立支援計画（第 2 期）」、「八王子市こども育成計画 後期計画」が公表される。	東京都 八王子市
平成 22 年 7 月	各所管に関係施策の 21 年度実績を照会。	
平成 22 年 8 月 18 日	「八王子市こども育成計画」の進行管理を行う「八王子市こども政策推進協議会」に素案を報告し、意見を求める。	資料 6
平成 22 年 8 月 30 日	「八王子市少子化対策推進本部」本部会議に素案を報告し、意見を求める。	資料 7
平成 22 年 9 月	地区母子会に素案を報告し、意見を求める。	八王子オオルリ会 会長 関 康江
平成 22 年 9 月	ひとり親家庭自立支援計画（第 2 期）素案を公表（広報はちおうじ 9 月 15 日号） 第 2 期素案に対するパブリックコメントを実施（9 月 15 日から 10 月 15 日）	

資料5

次世代育成支援庁内連携会議名簿

平成22年3月31日

所管課長	所管概要
政策審議室主幹	市政の基本的な計画の策定、重要な施策の総合調整
協働推進課長	市民活動の推進及び市民との協働に係る施策の総合的な企画・調整（市民活動団体の中でこどもに係る団体の情報）
男女共同参画課長	男女共同参画施策の推進に関する啓発、女性のための相談等（共働き夫婦の子育て等）
暮らしの安全安心課長	生活安全にかかわる施策の総合的な企画及び調整
健康福祉総務課長	保健医療及び福祉行政全般にかかわる総合的な企画及び調整
障害者福祉課長	障害者の福祉施策の企画・調整
健康福祉部主幹 （生活保護自立支援担当）	生活保護法、児童福祉法の各法に基づく福祉に関する事務
地域医療推進課長	地域医療に係る施策の企画・調整
保健センター所長	母子保健及び成人保健に係る施策の企画調整、母子保健法等に基づく健康教育・相談、訪問指導等の各種保健事業等
子どものしあわせ課長	児童福祉及び青少年健全育成に係る施策の総合的な企画及び調整
こども家庭部主幹（次世代育成支援・こども福祉担当）	次世代育成支援事業、こども福祉、児童手当等の支給事業・医療費助成等児童支援対策等
子ども家庭支援センター館長	子ども家庭支援センター、地域子ども家庭支援センターの管理・運営等
子育て支援課長	児童福祉法に係る保育所の管理運営、私立幼稚園等の事務
児童青少年課長	青少年健全育成に関する事務、児童福祉法に係る児童館・学童保育所の管理運営
産業政策課長	産業に係る施策の総合的な企画及び調整（雇用・就業・労働に関すること）
都市計画室主幹	総合的な都市計画に関する基本方針の策定・進行監理、市街地整備の企画等（計画的なまちづくりに関して）
公園課長	都市公園・児童遊園等の計画、用地取得、工事の設計及び施行監督、維持管理（遊び場対策～児童遊園や広場の設置）
交通事業課長	交通対策に関する諸問題の総合窓口（交通安全の普及）
教育総務課長	教育行政の調査・企画等
指導室統括指導主事	学校教育の指導・助言、教育相談等
生涯学習総務課長	生涯学習の振興、社会教育法の基づく事業、社会教育施設の管理運営

平成 22 年度こども政策推進協議会 委員名簿

平成 22 年 5 月 28 日現在

	組 織 名	氏 名	ふ り が な
1	八王子市私立保育園協会	柊 澤 章 次	ひいらぎざわ しょうじ
2	八王子市私立幼稚園協会	串 田 孝	くしだ たかし
3	八王子市公立小学校長会	高 橋 洋	たかはし ひろし
4	八王子市立中学校長会	木野村 雅 子	きのむら まさこ
5	東京都八王子児童相談所	外 川 達 也	とがわ たつや
6	八王子市医師会	橋 本 政 樹	はしもと まさき
7	八王子市民生委員児童委員協議会	松 崎 雅 子	まつざき まさこ
8	八王子市町会自治会連合会	濱 野 益 男	はまの ますお
9	八王子市民活動協議会	高 瀬 礼 子	たかせ れいこ
10	市民委員	丹 木 和 子	たんぎ かずこ
11	市民委員	塩 沢 由美子	しおざわ ゆみこ
12	市民委員	山 田 愛 里	やまだ あいり
13	東京都労働相談情報センター 八王子事務所	岡 村 さちえ	おかむら さちえ
14	連合東京 南多摩地区協議会	前 田 信 一	まえだ しんいち
15	八王子商工会議所	青 木 訓 行	あおき のりゆき

こども政策推進協議会アドバイザー

1	国立社会保障・人口問題研究所	守 泉 理 恵	もりいずみ りえ
---	----------------	---------	----------

資料7

少 子 化 対 策 推 進 本 部 名 簿

本部長	こども家庭部を担当する副市長
副本部長	子ども家庭部長
本部員	総合政策本部長
本部員	行政経営部長
本部員	市民活動推進部長
本部員	総務部長
本部員	財務部長
本部員	生活安全部長
本部員	健康福祉部長
本部員	産業振興部長
本部員	環境部長
本部員	まちづくり計画部長
本部員	まちなみ整備部長
本部員	道路事業部長
本部員	学校教育部長
本部員	生涯学習スポーツ部長
本部員	生涯学習スポーツ部参事（図書館担当）

ひとり親家庭のしおり



平成22年度版・八王子市



このしおりは、ひとり親家庭の皆様を対象とした各種制度、または、利用することが可能と思われる制度を一覧にしたものです。
法律の改正などにより、制度の廃止や新しい制度が開始される場合があり、このしおりの内容と変わってしまっている場合もあります。
各制度の利用方法や具体的な内容については、それぞれの担当までお問い合わせください。

- * - *

手当と医療費助成

| 項 目 | 内 容 | 利用できる方 | | | 問い合わせ先 |
|--------------------------|--|----------|----------|----|---|
| | | 母子
家庭 | 父子
家庭 | 寡婦 | |
| 児童扶養手当 | 18歳年度末までのお子さんを扶養しているひとり親家庭等の保護者の方に手当を支給します。
(本人と同居の親族の所得制限あり) | | | | 子育て支援課
【電話】
620-7368
【Fax】
621-2711 |
| 児童育成手当 | 18歳年度末までのお子さんを扶養しているひとり親家庭等の保護者の方に手当を支給します。
(本人の所得制限あり) | | | | |
| 子ども手当 | 中学校修了までのお子さんの保護者の方に手当を支給します。(所得制限なし) | | | | |
| 乳幼児医療費助成制度
(乳医療証) | 小学校就学前のお子さんの医療費を助成します。(0歳から小学校入学前の3月31日まで・所得制限なし) | | | | |
| 義務教育就学児医療費助成制度
(子医療証) | 小・中学生(6歳の4月1日～15歳の年度末)のお子さんに対する医療費の一部を助成します。
(所得制限あり) | | | | |
| ひとり親家庭医療費助成制度
(親医療証) | ひとり親家庭等の保護者の方と18歳年度末までのお子さんの医療費を助成します。(本人と同居の親族の所得制限あり) | | | | |

ひとり親家庭のための相談

八王子市では、母子及び寡婦福祉法に基づいて配置された母子自立支援員(相談員)が、ひとり親家庭の皆さんが抱えている生活上の様々な問題のご相談に応じるとともに、就労支援などのサポートを行っています。相談は無料で、個人の秘密は守られますので、安心してご相談ください。

・ ・ 母子自立支援員 ひとり親相談 ・ ・

八王子市役所 子育て支援課内

平日 9:00～12:00 ・ 13:00～16:00 Tel 620-7362 (電話相談・面接相談)

* あらかじめお電話にて予約していただくことをお勧めします。



発行年月：平成22年 8月 発行：八王子市 こども家庭部 子育て支援課
〒192-8501 八王子市元本郷町3-24-1
Tel 042-620-7368 Fax 042-621-2711

* このしおりは、八王子市役所ホームページ内からもダウンロードできます。
<http://www.city.hachioji.tokyo.jp/fukushi/10867/index.html>

| 項 目 | 内 容 | 利用できる方 | | | 問い合わせ先 | 電話・F a x |
|--------------------------|--|----------|----------|----|---|----------------------------------|
| | | 母子
家庭 | 父子
家庭 | 寡婦 | | |
| 減免・助成に関すること | | | | | | |
| JR通勤定期乗車券の割引 | 児童扶養手当を受給している方及び世帯員に、JR通勤定期が3割引で購入できる証明書を発行します。 | | | | 子育て支援課 | 620-7368
Fax 621-2711 |
| 都営交通無料乗車券の発行 | 児童扶養手当を受給している方及び世帯員に、都営交通地下鉄等の無料乗車券を発行します。(1世帯につき1名分です) | | | | | |
| 上下水道料金の減免 | 児童扶養手当を受給している方の水道料金・下水道料金を減免します。ただし、本人が水道を契約している場合に限りです。 | | | | 水道局サービスステーション
多摩サービスステーション
(ニュータウン地区の方) | 655-3873
042-371-1049 |
| 市指定ごみ収集袋の料金の免除 | 児童扶養手当を受給している方に、一定枚数の市指定の可燃・不燃用ごみ袋を無料で支給します。(別途申請が必要となります) | | | | ごみ減量対策課 | 620-7256
Fax 626-4506 |
| お住まいに関すること | | | | | | |
| 都営住宅への申し込み | 都営住宅の入居募集は年4回あります(5月・8月・11月・2月)。申込時期は市の広報に掲載します。ひとり親等各種優遇制度あり。(市役所・各事務所にて申込時期に申込用紙を配布しています) | | | | 東京都住宅供給公社募集センター | 03-3498-8894
Fax 03-3409-4527 |
| 市営住宅への申し込み | 市営住宅の空家募集は年3回あります(7月・10月・1月)。申込時期は広報に掲載します。 | | | | 住宅対策課 | 620-7385
Fax 626-3616 |
| 母子生活支援施設 | 生活上の様々な問題により、子どもの養育が困難になっている母子家庭を入所させ、自立促進のための生活支援を行う施設です。入所に際して事前相談が必要です。 | | | | 子育て支援課
母子自立支援員 | 620-7362
Fax 621-2711 |
| 年金・税金に関すること | | | | | | |
| 国民年金保険料の免除 | 国民年金の第一号被保険者は、前年度の所得に応じて、保険料が全額または一部免除となることがあります。申請が必要です。 | | | | 国民健康保険年金課 | 620-7238
Fax 626-8421 |
| 遺族基礎年金 | 国民年金に加入していた方、あるいは老齢基礎年金の受給権を満した方が亡くなり、その方に生計を維持されていた子のある妻、または18歳未満の子に支給されます。ただし、亡くなった方の加入期間の3分の2以上の納付・免除、または、亡くなる直前の一年間に未納がないことが必要です。 | | | | | |
| 寡婦年金 | 国民年金に加入して保険料を収めた期間と免除された期間が25年以上ある夫が何の年金も受けずに死亡した時に、その夫に生計を維持され、かつ夫との婚姻期間が10年以上継続している妻に、60歳から65歳までの間支給されます。ただし、ほかの年金と一緒にもらえないなどの条件があります。 | | | | 国民健康保険年金課 | 620-7238
Fax 626-8421 |
| 障害基礎年金 | 国民年金に加入している間、または、20歳に達する前に、障害の原因となった病気やケガについて初めて医師の診断を受けた日(初診日)のある傷病で、国民年金法施行令で定められた障害等級表(1級・2級)による障害の状態にある間支給されます。ただし、被保険者期間のうち、保険料納付の要件を満たしていることが必要です。 | | | | | |
| 遺族厚生年金 | 老齢厚生年金の受給資格を満たした方、あるいは厚生年金に加入中の方が亡くなり、その方に生計を維持されていた配偶者、子、父母、孫および祖父母に支給されます。妻以外の遺族は年齢制限があります。 | | | | | |
| 障害厚生年金 | 厚生年金に加入している間に初診日のある病気やケガで、障害基礎年金の1級または2級に該当する障害の状態になった時、障害基礎年金に上乘せして支給されます。障害状態が3級に該当する場合は、障害厚生年金のみ支給されます。ただし、障害基礎年金の場合と同じように保険料の納付要件が必要です。 | | | | 八王子年金事務所 | 626-3511 |
| 税の軽減
(一般・特別寡婦控除、寡夫控除) | 配偶者と死別もしくは離婚した後再婚していない方、または、配偶者が生死不明の方で、一定の要件に当てはまる場合には、所得税・住民税の所得金額から一定額を控除することができます。申告が必要です。 | | | | 住民税課 | 620-7219
Fax 627-5918 |

| 項目 | 内容 | 利用できる方 | | | 問い合わせ先 | 電話・Fax |
|--------------------------------|--|--------|------|------|-------------------------|---|
| | | 母子家庭 | 父子家庭 | 専業主婦 | | |
| ひとり親の就職に関すること | | | | | | |
| 母子家庭自立支援プログラム
策定事業 | 児童扶養手当を受給中で仕事を探している方に、ハローワークと連携して、より良い仕事選びや応募書類作成のアドバイスや就職活動の相談等、就職が決まるまで支援します。 | | | | 子育て支援課
母子自立支援員 | 620-7362
Fax 621-2711 |
| 母子家庭自立支援教育訓練給付金 | 児童扶養手当を受給している方が、厚生労働省認定の教育訓練講座を受講する場合に、全受講費用の20%を市が負担します。(雇用保険の受給資格がない方対象) | | | | | |
| 母子家庭高等技能訓練促進費
修了一時金 | 児童扶養手当を受給している方が、看護師、准看護師、介護福祉士、理学療法士等の国家資格を取るために学校へ通う期間中の生活費を支給します。卒業時に一時金の支給もあります。 | | | | | |
| ひとり親家庭パソコン講習会 | ひとり親家庭の保護者の方を対象に、仕事に役立つパソコン講習会を開いています。募集は市の広報に掲載します。 | | | | 子育て支援課 | 620-7368
Fax 621-2711 |
| 職業訓練 | 多摩職業能力開発センター各校で、年に数回募集しています。母子家庭のお母さん、45歳以上の方、失業中の方などに優遇・優先枠があります。(訓練手当が出る場合あり) | | | | ハローワーク
八王子 | 648-8609 |
| 就職チャレンジ支援委託訓練 | 正規雇用への意欲を持つ方に対して職業訓練を行うとともに、安定した就業に向けて東京都が支援を行います。(奨励金を支給します) | | | | 八王子市社会福祉協議会
生活安定応援窓口 | 620-7436
Fax 622-2701 |
| 東京都ひとり親家庭支援センター
はあと | ひとり親の母・父の方に、一人ひとりに合わせた就業相談から職業紹介までを行っています。あわせて生活相談、養育費相談も行っています。22年度から在宅就業支援も開始 | | | | はあと飯田橋 | 03-3263-3451
(就業相談)
03-5261-1278
(養育費相談) |
| お子さんの保育に関すること | | | | | | |
| ひとり親ホームヘルプサービス | ひとり親になって2年以内の方や、小学3年生以下のお子さんがいる家庭等へ、必要と認められる場合に、ホームヘルパーを派遣するサービスです。 | | | | 子育て支援課 | 620-7368
Fax 621-2711 |
| ファミリーサポートセンター | 会員制の託児・保育サービス。小学4年生以下のお子さんの送り迎えや短時間の託児など、子育てのお手伝いをします。 | | | | 子育て支援課
ファミリーサポートセンター | 621-7001
Fax 621-7001 |
| 保育園 | 保育園の入所申請は毎月受付けています。保育園の空き状況の問い合わせもこちらです。 | | | | 子育て支援課
保育園担当 | 620-7369
Fax 621-2711 |
| 一時保育・緊急保育・年末保育・
休日保育・病後児保育室 | 通常の保育以外についての保育が必要になった場合は、こちらにご相談ください。事前に利用登録や申請が必要です。 | | | | 子育て支援課
保育園担当 | 620-7248
Fax 621-2711 |
| ショートステイ(宿泊型一時保育) | 親の入院などで子育てが一時的に困難になった場合、2歳～12歳(小6)のお子さんを、一時的に施設等で預かります。(有料・1回6泊7日まで。事前に利用登録が必要) | | | | 子ども家庭支援センター | 656-8225
Fax 626-8226 |
| トワイライトステイ(夜間一時保育) | 2歳～12歳(小6)のお子さんを17:00～22:00の間施設で預かり、家族に代わってお世話をします。(有料・事前に利用登録が必要) | | | | | |
| 学校・学費に関すること | | | | | | |
| 就学援助 | 経済的に困りの家庭のお子さんの、小・中学校の学用品や学校給食等の費用を援助します。(所得制限あり) | | | | 教育委員会
学事課 | 620-7339
Fax 627-8811 |
| 八王子市奨学金制度 | 市内在住で高等学校等に在学し、成績良好で、経済的理由により修学が困難な方に、奨学金を支給する制度です。(学力や家庭の収入状況等による選考あり) | | | | 教育委員会
教育総務課 | 620-7323
Fax 627-8811 |
| 母子福祉資金貸付
女性福祉資金貸付 | 母子家庭等の方への各種資金の貸付制度です。お子さんの高校・大学等の資金は無利息です。税金を滞納している場合は、貸付できませんので納めてからご相談ください。貸付相談の際には、家計の収支状況など、必要性や償還能力について審査があります(連帯保証人1名必要) | | | | 子育て支援課
母子自立支援員 | 620-7362
Fax 621-2711 |
| チャレンジ支援貸付事業 | 中学3年生及び高校3年生を養育する方を対象として、学習塾の費用及び大学受験料の貸付を行います。(所得制限あり。連帯保証人1名必要) | | | | 八王子市社会福祉協議会
生活安定応援窓口 | 620-7436
Fax 622-2701 |

◆ 各種相談窓口のご紹介 ◆

女性のための相談(男女共同参画センター)

女性の抱える様々な悩みや問題に関する相談。各専門相談員による専門相談(無料)もあります。
 女性のためのカウンセリング(45分・要予約)
 水・土曜 9:00～12:00 第2月曜 13:00～16:00
 第2木曜 第4月曜 17:00～20:00
 女性のための弁護士相談 (30分・要予約)
 第3土曜 14:00～17:00
 女性のための専門相談(30分・要予約)
 木曜 13:00～16:00
 電話相談
 月～土曜 9:00～19:00 日曜 9:00～17:00
 男女共同参画センター
 八王子市東町5-6クリエイティブホール 8階
 Tel 648-2234(問合せ) Fax 644-3910

育児・健康・栄養相談

保健センターでは、保健師・栄養士・歯科衛生士等による面接相談や電話相談を行っています。(栄養・歯科相談は予約が必要です)
 電話相談: 月～金 8:30～17:00(土日祝・年末年始を除く)
 面接相談: 月～金 9:00～11:30(土日祝・年末年始を除く)

保健センター(八王子市平岡町)
 Tel 625-9128 Fax 627-5887

警察の生活安全課相談

DV被害やストーカー被害等の犯罪被害や、生活上の身の安全に関わる相談を受け付けています。秘密厳守なので安心して相談できます。

八王子警察署 Tel 645-0110
 高尾警察署 Tel 665-0110
 南大沢警察署 Tel 653-0110

子育て中の方のための再就職支援窓口

子育てをしながら再就職を希望する方のための予約制のコーナーです。応募書類作成支援「マザーズセミナー」も開催します。保育園空き情報や子ども連れの検索スペースもあります。(父子家庭の方もご利用できます)

ハローワーク八王子 マザーズコーナー
 Tel 648-6812 Fax 648-8614

養育費の相談

養育費や面会交渉に関する相談を専門の相談員がお受けします。(相談費無料・ただし一部有料のサービスあり)

養育費相談支援センター
 豊島区西池袋2-29-19 KTビル10階
 フリーダイヤル 0120-965-419
 携帯・PHSの方 03-3980-4108
 (ご希望により、当センターが電話をかけ直して電話料金を負担しています)

Fax 03-6411-0854
 月～土曜 10:00～20:00

法律相談(法テラス)

経済的に弁護士費用支出が困難な方に、法的な困りごとの相談を受け付けています。相談は1回30分無料。ただし、同じ相談内容での無料相談は3回までとなっています。(電話・面談)

法テラス八王子
 八王子市明神町 4-7-14 八王子ONビル 4階
 Tel 050-3383-5310
 (問合せ時間: 月～金曜 9:00～17:00)

子育ての相談(子ども家庭支援センター)

地域の子育て支援を行う身近な施設です。0歳～18歳までの子どもと子育て家庭の総合相談を、専門の相談員が電話や面談(要予約)でお受けしています。お子さんご自身からの相談もお受けします。詳しくは下記にお問い合わせください。

八王子市子ども家庭支援センター(クリエイティブホール1階)
 Tel 656-8225 Fax 656-8226
 休館日: 毎月第1火曜日、12/29～1/3
 開館時間 9:00～19:00(日曜・祝・休日は17:00)
 地域子ども家庭支援センター館
 Tel 661-0072 Fax 661-0089
 地域子ども家庭支援センター石川
 Tel 648-0040 Fax 648-0028
 地域子ども家庭支援センターみなみ野
 Tel 635-4152 Fax 635-4153
 地域子ども家庭支援センター南大沢
 Tel 678-3100 Fax 678-3102
 地域子ども家庭支援センター元八王子
 Tel 624-8300 Fax 624-8302

*各地域子ども家庭支援センター 開館時間
 月～土曜9:00～17:00

青少年の悩み・不登校等教育の相談

総合教育相談室は、小・中学生および20歳未満の青少年の家庭や学校生活に関わる様々な問題の相談をお受けしています。
 就学相談室では、特別支援学校や特別支援学級(知的障害学級・情緒障害等通級指導学級)への入学や転学、通級に関わる相談をお受けしています。

総合教育相談室(教育センター内・八王子市散田町)
 Tel 664-6949 Fax 662-2988
 就学相談室(教育センター内)
 Tel 664-7524 Fax 662-2988

市民相談(暮らしの安全安心課)

弁護士による法律相談(無料)などを行っています。また、市が関係しない問題についても、市職員が相談先の案内など、解決に向けた助言を行います。
 多重債務に関するご相談に対しては、市職員が助言を行い、法テラスなどの専門相談機関へ引き継ぐことで問題解決を図ります。

暮らしの安全安心課(八王子市役所内)
 Tel 620-7227 Fax 620-7322

外国人のための相談 Free consultation for foreigners

Hachioji International Association(HIA)
 Supporting for foreigners' life.
 Place: Tokyu Square Bldg 11F(North exit of JRHachioji Station)
 Tel 642-7091

Musashino International Association(MIA)
 Free professional legal consultation for foreign residents.
 Place: Musashino-shi,Sakai2-14-1,SwingBldg 9F
 Tel 0422-36-4511

社会福祉協議会・生活安定化総合対策事業

就職チャレンジ支援委託訓練(手当付きの職業訓練)や生活福祉資金貸付など、生活サポートのサービスを扱っています。

八王子市社会福祉協会
 八王子市役所内 9階
 生活安定応援窓口 Tel 620-7436 Fax 622-2701

八王子オオルリ会
 八王子市内の母子家庭のお母さんや寡婦の方など、同じ立場の方が集まり、イベントでお互いの親睦を深めたり情報交換の場として活動しています。(年会費1000円)
 【連絡先】 関(Tel: 651-2169) または、小池(Tel: 646-6717)

八王子市ひとり親家庭自立支援計画
第2期計画(平成22年度～26年度)
平成22年10月

発行 八王子市

編集 こども家庭部 子育て支援課

〒192-8501

東京都八王子市元本郷町三丁目24番1号

電話 042-620-7368

FAX 042-621-2711